

2021 AUTUMN 情報誌

日防設ジャーナル

- 最新の犯罪情勢：防犯ボランティア活動の現状等について
- 施工要領書の紹介：施工要領書（第2編：設計）<Ver-3> 3章・4章
- 活躍する防犯設備士：街頭防犯カメラの設置・保守事例



No.134

爽秋号

お知らせ

◆◆ 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内 ◆◆

2021年度から IT 方式へ移行しました

特にこんな方にオススメ!!

講習はどこでもいつでも!!

試験は自宅近くで約 2 か月間から選択可能!!

- ・新型コロナウイルス感染予防に最適
⇒安心して受講・受験（自然災害への対策にも最適）
- ・全国どこでも受験可能（宿泊費不要、交通費最小）
- ・忙しくても受験可能（自宅近く、当初予約 3 日前まで受験日時変更可能）



【2021 年度から】（新方式）

IT 方式

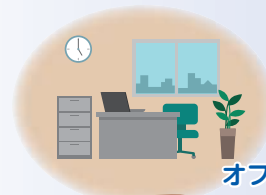
年間 4 回実施

講習

講習動画をオンライン配信
時間、場所の制約無し
繰り返し視聴可能

試験

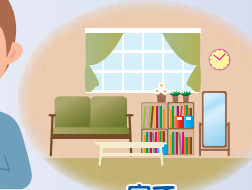
試験は110分間1つに統合
全国47都道府県、約300か所の
テストセンター^(注)の中から
約2か月間の中で各自が自由に受験日を予約



オフィスで



カフェで



家で



テストセンターの様子

(注)：テストセンターには多数の PC が配置されており、試験は PC を操作して実施します。
また、入場前に受付で本人確認を行い、私物はロッカーに入れます。



公益社団法人 日本防犯設備協会

問合せ先：03-3431-7301

URL：https://www.ssaj.or.jp/



テストセンターの使用は、(株)CBT-Solutions のご協力をいただいています。
テストセンターの詳細は、下記の URL を参照してください。
https://cbs-s.com/testcenter/

裏面の日程、注意事項もご覧ください。

2021.4

2021 年度の防犯設備士養成講習・資格認定試験の日程

NO	回数	募集・講習・試験の日程
1	第 114 回	募集：4/16～5/26 講習：4/19～6/30 試験：5/29～6/30 ※1
2	第 115 回	募集：7/15～8/25 講習：7/18～9/30 試験：7/21～9/30
3	第 116 回	募集：10/16～11/26 講習：10/19～12/27 試験：10/22～12/27
4	第 117 回	募集：1/15～2/25 講習：1/18～3/31 試験：1/21～3/31

※1 第 114 回の試験期間は、準備の関係で短くなっています。

受講・受験の方式が大きく変わりましたのでご注意ください。

【受 講】

講習動画をオンライン配信しますので、インターネット回線（Wi-Fi も可）と接続する機材（PC、タブレット等）が必要です。スマートフォンでも視聴可能ですが、講習時に画面に表示する資料が小さくなってしまいます。また、別途有償で DVD を準備しています。

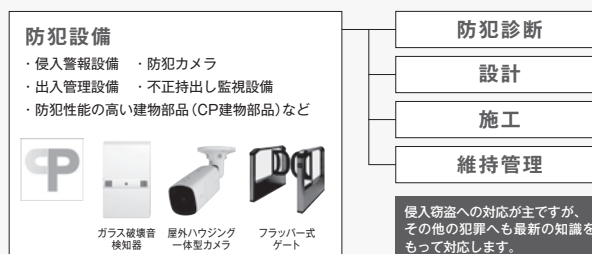
【受 験】

全国 47 都道府県にある約 300 か所のテストセンターの中から各自がインターネットで予約する方式です。予約日の 3 日前までなら会場の空きがあれば各自で場所、時間を変更可能です。

防犯設備士は「防犯のプロフェッショナル」

防犯設備士は、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として当協会が認定する資格で、1992年より現在までに、約30,000人の方が、資格を取得し、「防犯のプロフェッショナル」として、警察、自治体や各地域の防犯設備士関連の地域協会と連携し、地域の防犯対策や安全安心まちづくりなどに活躍しています。

また最近では、防犯カメラ等の防犯設備を調達する際に自治体の入札仕様書に、「施工・調整や保守点検については、防犯設備士の有資格者が行うこと」ということが記載されることもあり、防犯設備士の役割がますます重要になってきています。



日防設ジャーナル

2021 爽秋号 No.134

CONTENTS

巻頭言	3
総合警備保障株式会社 常務執行役員 鈴木 一三	
リレートーク99 コロナ禍での健康法	4
ホーチキ株式会社 セキュリティシステム部 部長 星野 広一	
最新の防犯情勢 防犯ボランティア活動の現状等について	8
警察庁生活安全企画課 課長補佐 橋本 浩伸	
施工要領書の紹介	12
地域協会だより 地域協会の活動について ～地域協会において全国初の「防犯設備士更新講習」を実施～	26
NPO法人大阪府防犯設備協会 専務理事 原田 光生	
活躍する防犯設備士 街頭防犯カメラの設置・保守事例	28
株式会社たけのうち電器 第二営業部 課長 高田 敏宣	
総合防犯設備士コーナー 取得して良かった【総合防犯設備士】	30
一般社団法人総合防犯士会 会長 成田 純一	
防犯設備士コーナー 2021年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内	32
地域協会での更新講習のご案内	33
防犯設備士(優良)のご案内	35
補助金・助成金活用PRチラシ	36
防犯設備士の地域活動拠点	38
協会出版物の販売についてのご案内	39
協会技術標準の販売についてのご案内	40
コラム 自動車・オートバイ委員会の活動について	42
自動車・オートバイ委員会 委員長 山本 哲慎	
編集後記	44

巻頭言

東京オリンピック・パラリンピックを振り返って

公益社団法人 日本防犯設備協会 常任理事
総合警備保障株式会社 常務執行役員

鈴木 一三



2021年9月5日、1年遅れの東京2020オリンピック・パラリンピック（以下、「東京オリ・パラ」）が無事に終了しました。近代オリンピック史上初となる延期が決まった1年半前、ここまで長期に新型コロナウイルスが猛威を振るい続けると予測していた人は少なかったと思います。そんな異例の状況で開催された東京オリ・パラを、私なりに振り返ってみました。

1964年に開催された東京オリンピックは、20競技163種目に93の国と地域から5,152人が参加しました。今回のオリンピックは、33競技339種目に205の国・地域と難民選手団約11,000人が参加し、倍以上の規模となりました。パラリンピックにいたっては、今大会の参加選手は約4,400人で、前回東京大会の378人に比べ実に10倍以上となりました。

その東京オリ・パラのセキュリティ体制は、事前に公表された内容では、警備員数「延べ60万人」、1日の最大警備員数「1.8万人」、セキュリティカメラ「8千台」、X線検査装置「1千台」、門型金属探知機「2千台」という大規模なものでした。実際には、大会直前に決まった無観客開催の影響で一部キャンセルになったものの、史上最大規模の警備であったことは間違いありません。北海道から沖縄まで全都道府県から553社の警備会社が集い、警備JVを立ち上げ、名実ともに「オールジャパン体制」で挑みました。当初は、規模が大きすぎて「現場での秩序が保たれない」「混成部隊のため意思疎通が難しい」といった懸念の声もありましたが、各社が協力し、念入りに準備を重ねてきた結果、海外メディアからもプロフェッショナルだと絶賛され、成功を収められたと思っています。

その成功を支えたのは、テクノロジーの進展です。今回の警備は、導入された機器やシステムの力が非常に大きかったと思います。

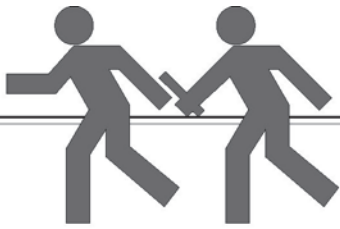
まず、大人数の警備員の勤務の管理には、「警備員管理システム」が導入されました。各警備員の出発連絡や勤務開始・終了をシステム上で一元管理することで、体調不良者発生時等の交代調整にも円滑に対応できました。敷地内に入るゲートには、手荷物検査用の「X線検査装置」や「門型金属探知機」が設置されたほか、車両に爆発物などが仕込まれていないかを確認するために、車両の裏側をモニターできる装置も設けられました。膨大な大会関係者の本人確認を厳格に行うためには、事前登録制の「顔認証システム」が活躍し、現地では少ない人数でスピーディーに、かつ確実に本人認証を行うことができました。

これらが、競技会場等でのテロや事件等を防ぐための安全確保のみならず、新型コロナウイルス感染対策の観点からも警備員と選手・関係者との接触を極力減らしたり、警備員の配置を最小限に抑えるなど、大きな成果を發揮したのです。

警備のほかにも、今回の東京オリ・パラに向け多くの最新テクノロジーが実用化されました。巨大スクリーンでの4Kカメラ・4K放送、ドローン映像に5G通信の活用、離れた会場での立体的なホログラフィック映像の再生、車両の自動運転、各種競技で採用されている映像判定システムなど、さまざまな技術を報道やインターネット上で目にしました。今回、使用されたか定かではありませんが、一部採点競技においては、AIを利用した採点システムが東京オリ・パラ以前から導入されていたとか。

無観客開催により、実際に会場でお披露目とならなかった技術がいくつもあったことは、残念でなりません。

今後もテクノロジーは急激に進歩していきます。進化するテクノロジーとの融合を鍵に、東京オリ・パラの経験も活かしながら、防犯・防災分野をますます発展させ、社会に貢献できるよう共に活動していきましょう。



コロナ禍での健康法



公益社団法人日本防犯設備協会 理事
ホーチキ株式会社 セキュリティシステム部 部長 星野 広一

このリレートークは6年前の2015年盛夏号でも執筆させて頂き、私事でありましたが掲載させて頂きました。その時の内容は、「有意義な50歳代をおくるために」の表題で、「部長になった事を切っ掛けにゴルフを始めた事」「学生時代にやっていた硬式テニスを復活させた事」「映画・ライブ・ミュージカル・演劇・歌舞伎等の「観る」体験をし始めた事」等を書かせてもらい、プライベートの時間を充実させ有意義な残りの人生を送るために始めた事を紹介させて頂きました。

それから6年が経過し、皆さんもご存じの通り、コロナの脅威から生活環境が全く変わってしまい、この状況が1年半も継続しております。この脅威から身を守るためにライフスタイルを変える事を余儀なくされ、私においても「有意義な50歳代をおくるために」で書いた事はやれない状況となっています。

50歳代にもなると、人間ドックや健康診断で何かしら数値の悪いものが出てきてしまいます。私も例外ではなく、血圧や脂質は基準値を上回っており、これらを改善し健康を維持するために、ゴルフ、テニスは有意義なものでありました。しかし、コロナ禍になり複数人が集まるとのゴルフ、テニスは出来ないため、別の健康維持・促進に繋がる事をやらなければならないと思い、今では様々な事を行っています。

今回はその健康法をこの書面にてご紹介させて頂きます。

【週1回(土曜日)の施設を利用したトレーニング】

休日の土曜日には健康保険組合の施設で、午前の時間を丸々使い3つの事を行っています。この施設は人数制限をして、十分な換気がされ、マスク着用も義務付けられているため、感染防止対策に問題ないと判断し利用しております。

土曜日のルーティンは6時30分に起床、8時過ぎに自宅を出発、8時30分頃に施設に到着、準備体操を行った後、以下の流れで3つの事をこなしております。

- ①09:00～10:00 ゴルフレッスン
- ②10:05～10:50 マシンを使った筋力トレーニング
- ③11:00～11:50 スタジオ内でのボディバランスレッスン

① ゴルフレッスン

2013年にゴルフを始める事を決めた際に、練習嫌いの自分がゴルフ本を読み、ゴルフ練習場で一人で練習する事は想像でしかなかったため、この施設でのゴルフレッスンを受講しました。その時は1クール10回のレッスンを数クール受講した後に辞めましたが、コロナ禍になった昨年に再度受講する事を決意し、今現在も継続してレッスンを受けております。マスクをしながらの1時間打ち放題ですので、大汗をかきタタになるぐらいの運動量があります。



② マシンを使った筋力トレーニング

施設内のジムにて、以下の筋トレマシンを利用して筋力アップのためのトレーニングを行っています。

- ・チェストプレス(大胸筋・三角筋) 30回×2
- ・アブドミナル(腹筋) 50回×2
- ・バックエクステンション(背筋) 30回×2
- ・レッグプレス(太もも・ふくらはぎ) 30回×2
- ・ダンベル(上腕) 20回×2



③ ボディバランスレッスン

ジム内のスタジオを利用し、インストラクターの指示のもとで行うレッスンです。

ヨガ、太極拳、ピラティス等を組み合わせたエクササイズで、柔軟性やバランス力のアップ、コア筋力アップのレッスンです。

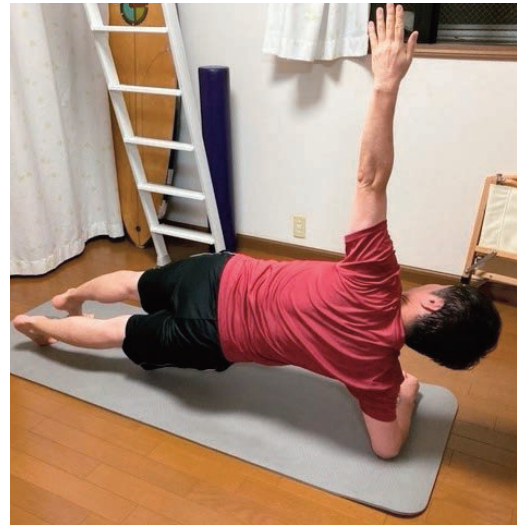
年を重ねると柔軟性、筋力は落ちてきますが、前述のマシンを使った筋力トレーニングは程々にして、柔軟性を保ち、体幹を鍛えるためにこのレッスンを受けています。私の年齢でも無理なく出来るため続けられています。

【自宅でのトレーニング】

私の会社ではコロナ禍のため感染対策として在宅勤務、時差出勤を推奨しております。私も時差出勤を活用し、6時30分に出社し17時には退社するようにしているため、平日の生活は規則正しく18時過ぎには帰宅しております。就寝時間は22時頃なので帰宅後の時間は十分にあるため、自宅でのトレーニングメニュー（以下）を設定し、毎日欠かさず行っております。

- ・ストレッチポールを利用したエクササイズ
- ・ヨガマット上での柔軟性向上のためのエクササイズ
- ・昔ながらの腹筋・腕立てによる筋力トレーニング
- ・ボディバランスメニューから抜粋した体幹トレーニング

継続するために、苦痛にならず20分程度で終わるメニューとしたため、2020年4月から始め1年5ヶ月程継続できています。



【有酸素運動(ウォーキング)】

ジム及び自宅でのトレーニングメニューは、時間の関係で有酸素運動が含まれていません。体重を維持し検査数値を改善するためには有酸素運動が必要であります。そのためウォーキングによる有酸素運動も行っています。

ウォーキングの歩数管理はCocaCola社の「Coke ONウォーク」アプリを使い、1週間の目標歩数を決めて管理をしています。このアプリでは1週間の目標歩数を達成するとスタンプ1個が貰え、15個のスタンプが溜まるとCocaCola社製品1本と交換（無料）できるサービスが付いています。

コロナ禍前と違い仕事での外出が激減しているため、平日は1日の歩数目標を達成できない事が多く、休日で歩数を挽回して1週間の目標を達成させるようにしています。土曜日は施設でのトレーニングがあるため、挽回日は主に日曜日で、最近では妻と朝食を兼ねて早朝ウォーキングする事が日曜日のルーティンとなっております。

このアプリは健康づくりをしながら飲み物をGETできる一石二鳥のアプリなので、是非皆さんもダウンロードしてウォーキングを楽しんでみたら如何でしょうか。



【心の健康法】

健康は身体だけではなく、心も健康でなければ成り立ちません。生活・行動が制限されるコロナ禍では、心の健康を維持するのも難しい状況となっています。そのため私は心を豊かにするために以下の事を行っています。

①WOWOW鑑賞

映画・ライブ・ミュージカル・演劇・歌舞伎等の「観る」体験を劇場等で出来なくなったため、コロナ禍となって直ぐに「WOWOW」を契約し、自宅での鑑賞に切り替えました。1ヶ月のプログラムが決まっているので録画しての鑑賞も可能なため、時間に縛られる事ありません。

またWOWOWで放映しているドラマは、地上波各局のドラマと比較してもストーリーに深みがあり面白いものが多くあります。今では新作ドラマが待ち遠しくなっており、映画、ライブ、演劇よりもハマってます。

②孫娘の写真・動画

今年の3月に孫娘(長男の子供)が誕生したのですが、長男の自宅が遠方(福井県)である事に加えコロナ禍のため、なかなか会う事ができません。そのため長男が頻繁に孫娘の写真や動画をLINEで送ってきてくれます。笑顔の写真・動画が多くあり、日々成長していく姿を見て楽しんでます。今は孫娘の笑顔が私の心の癒しになっています。

健康法は人それぞれであります。今回は、私なりのコロナ禍での健康法を紹介させて頂きました。ジムや自宅でのトレーニングは目標が無いと長続きしない方も多くと言われていますが、私は「続ける事」そのものを目標として取り組み、今も継続しております。

これからの生活はウィズコロナと言われており、コロナによって変わったライフスタイルの中には、今後も継続しなければならない事もあると思われます。皆さんも自分に合った心身健康法を見つけて実践してみても如何でしょうか。

防犯ボランティア活動の現状等について



警察庁生活安全企画課 課長補佐 橋本 浩伸

はじめに

良好な治安の確保のために、地域社会や警察を始め関係機関・団体が連携し、犯罪被害を防止する活動に取り組んでいます。

その中でも、防犯ボランティア活動を行う数多くの方々が、全国で自分たちの地域の安全安心のために、日々の活動に取り組んでおられます。

この防犯ボランティアの現状と、警察が取り組む防犯ボランティアに対する支援について説明します。

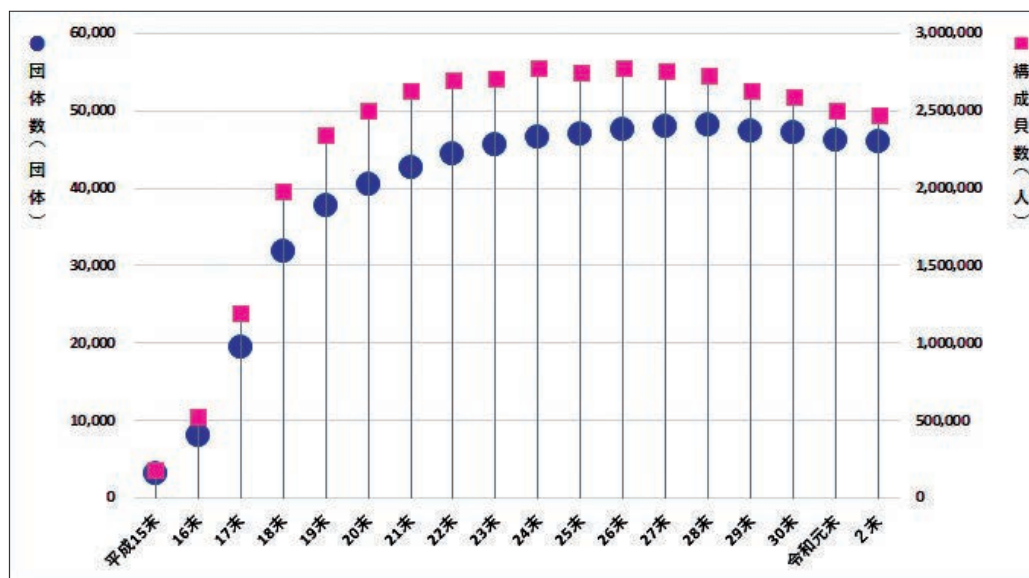
治安情勢について

防犯ボランティアの現状を説明する前に、治安情勢について簡単に説明します。

刑法犯の認知件数の推移を見ますと、平成14年の約285万件をピークに、以後、平成15年から18年連続で減少しています。昨年、令和2年の刑法犯認知件数は約61万4,000件であり、戦後最少を更新しています。

このような刑法犯認知件数の減少、治安の改善の背景には、官民一体となった犯罪抑止対策の推進や防犯機器の普及などが挙げられ、この中には、防犯ボランティアの活動も含まれます。

防犯ボランティアの現状



警察庁では平成15年から全国の警察を通じて、防犯ボランティアの活動状況等について調査をしています。その結果を見ますと、防犯ボランティアの団体数や構成員数は、平成10年代半ばから大きく増加しています。

平成15年末では、団体数3,056団体、構成員数17万7,831人でしたが、平成20年末には団体数も構成員数も平成15年末の10倍以上の4万5,388団体、250万1,175人となりました。

その後も団体数、構成員数ともに増加し、団体数は平成28年末に4万8,160団体とピークを迎え、構成員数

は平成26年末の277万6,438人がピークとなっています。しかしながら、このピークを境に団体数は4年連続、構成員数は6年連続で減少しています。

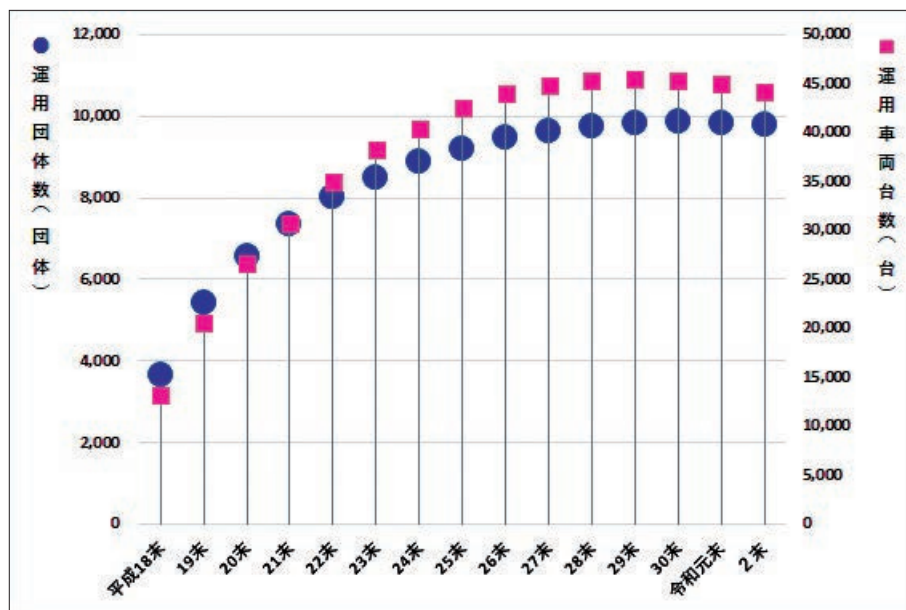
令和2年末を見ますと、団体数は4万6,002団体で前年の令和元年末から133団体の減少、構成員数は247万7,546人で令和元年末から2万5,812人の減少となっています。減少傾向にあるとはいえ、今も全国で250万人近くという非常にたくさんの方が防犯ボランティア活動に取り組んでおられ、日々地域の安全安心のために活動をされています。

では、どのような年齢層の方が防犯ボランティア活動を行っているのかということについて、年代別構成を見ますと、令和2年末では平均年齢が60歳代の団体が46.9%と最も多く、続いて70歳代以上の団体が23.8%であり、合わせて70%を超えています。令和元年末と比べると60歳代の割合は1.9%減少し、一方、70歳代以上の割合は2.7%増加しています。このように、より年齢の高い方々の割合の増加が見られ、防犯ボランティアの高齢化が進んでいるといえます。

防犯ボランティア活動に取り組む方々は、自分たちの地域をより安全安心なものにするため、様々な活動に取り組んでおられ、多くの団体が徒歩による防犯パトロール、通学路における子供の保護・誘導に取り組んでおり、近年では高齢者の被害が多い特殊詐欺の被害防止に取り組む団体も多く見られます。

※防犯ボランティア団体～平均月1回以上の活動実績(単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。)があり、かつ、構成員が5人以上の団体を対象とした。

青色防犯パトロール



青色回転灯を装備した自動車、いわゆる青パトについては、平成16年に制度が整備され、以後多くの防犯ボランティア団体で青色防犯パトロールが実施されています。

青パトの運用状況ですが、令和2年末では全国で9,813団体の青パト団体があり、青パト車両は4万4,242台が運用されています。

青パト団体数については、ピークが平成30年末の9,880団体であり、以降2年連続で減少し、台数については、ピークが平成29年末の4万5,470台であり、以降3年連続で減少と、これらも減少傾向にあります。

青パト活動の実施主体については、自治会、PTA、地区防犯協会などの任意団体が約75%であり、その他、市区町村、都道府県といった自治体でも青パト活動に取り組んでいます。

防犯ボランティアに対する支援の取組

防犯ボランティアが減少傾向にある原因としては、高齢化による引退、後継者の不在、学校の統廃合による保護者団体の減少、地域の自治会の解散の影響などが考えられます。

減少傾向にあるとはいえ、数多くの方々が地域の安全安心のために熱心に活動されており、特に現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響もあり、三密を避けるなど感染防止対策を求められる中でも、地域のために必要な活動であるとの思いで、感染防止の工夫を凝らして活動されており、警察としても防犯ボランティアの皆様との連携、協力は不可欠であると考えています。

治安の改善要因の一つとして、防犯ボランティア活動は大きな役割を果たしており、今後も良好な治安を維持していくために防犯ボランティア活動は重要であるところ、防犯ボランティアの減少や高齢化は大きな課題であり、警察においても支援の取組を行っていますので、いくつか紹介します。

まず、警察庁では「防犯ボランティアフォーラム」を開催しています。

防犯ボランティアフォーラムでは全国を6ブロックに分け、多くの団体で課題とされている「人材」「資金」「情報」という三つの課題解決に先進的に取り組んでいる団体に事例発表をしていただき、他の団体との意見交換や情報共有を行っています。

また、例年、各ブロックから代表団体を選出して全国フォーラムを開催するとともに、その開催結果を警察庁ウェブサイトで紹介するなど、広く情報共有を図っています。

残念ながら令和2年、3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、全国フォーラムは中止となり、ブロック別のフォーラムも一部中止したり、参加者を縮小したり、無観客での開催となったりしましたが、実施したところでは参加者の方々から活発な意見が述べられ「コロナ禍の中でも参加できよかった」、「自分たちの活動の参考になった」との意見も多く頂きました。

また、コロナ禍の中でも活動の参考としてもらえるよう、発表の模様を録画し一定期間インターネットの動画サイトに掲載して、広く視聴できるようにしました。動画配信は、令和3年も、ブロック別フォーラムが全て終了した後に実施する予定です。

このほか、令和3年1月から8回にわたって、地域で子供の見守り活動や防犯パトロールに取り組む防犯ボランティアの中で指導的役割を担うことができる方々を対象に、活動をより効果的なものとし、また、活動する際の安全性の向上に向け、警察や有識者から見守り活動のポイントや指導方法等について説明する「防犯ボランティアリーダー研修会」を、こちらもコロナ対策としてオンライン方式で開催しました。

各都道府県警察でも

- ・有識者を招いた防犯ボランティアスキルアップ研修会
- ・青パトフォーラム
- ・防犯ボランティアリーダー養成講座
- ・パトロールマニュアルの作成・配布
- ・学生ボランティアの育成支援
- ・企業の防犯CSR活動の促進

等に関係機関・団体等と連携して取り組むなど

- ・活動の担い手となる人づくり
- ・活動の持続性を高める組織づくり
- ・地域住民等からの理解と共感を高める環境づくり

に着目して取組を推進しています。

さらに、こうした施策だけでなく、平素から地域で活動されている防犯ボランティアの方々との合同パトロールや、犯罪発生情報を始めとする防犯ボランティア活動に必要な情報提供も行っています。

ながら見守り

地域全体として安全安心の確保に取り組むには、やはり、より多くの方々に活動への参加を働き掛ける必要があります。

特に子供の安全対策としては、地域全体で登下校時に子供の見守り活動を行うことが効果的ですので、日常生活の中で実施できる「ながら見守り」を推奨しています。

例えば、犬の散歩や植木の水やりといった日常の行動を児童の下校時間に合わせて行うことで、犬の散歩や水やりをしながら、見守り活動をするというものです。

「ながら見守り」に取り組んでいただき、地域における見守りの目を増やすことで、防犯ボランティア活動の裾野の拡大にもつながると考えられ、地域全体の安全安心に向けた取組にもつながっていくと期待しています。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う新しい生活様式の実践により、これまで防犯ボランティア活動等に参加の機会がなかった就労者層についても、テレワーク、時差通勤等により活動が可能になると考えられますので、これら世代に対しても日常生活を通じた「ながら見守り」について働き掛けを推進したいと考えています。

防犯CSR活動

企業においては、CSR (Corporate Social Responsibility) 活動の一環として、防犯ボランティア活動への取組や、地域の防犯ボランティア団体等への支援を行う取組も見られます。

こうした企業の取組は、防犯ボランティア活動の活性化に効果的と考えられますので、警察では企業に対しても防犯ボランティア活動への積極的な参加や支援について働き掛けるとともに、防犯ボランティア団体と企業の交流の場を設定するなど、連携の促進にも取り組んでいきたいと考えています。

おわりに

この会報誌は多くの防犯設備士の方々が御覧になられていると思います。

防犯設備士は防犯設備の専門家として、防犯機器や防犯設備の普及促進、防犯環境設計などハード面の対策を中心に、安全で安心なまちづくりに大きく寄与していただいております。

それに加え、各地域の防犯設備協会や防犯設備士の方々は、地域の防犯診断をボランティアで行っていただいているところもありますし、防犯ボランティア団体や警察と協働で犯罪被害防止キャンペーンを実施するなど、防犯ボランティア活動にも取り組んでおられます。

これからも引き続き見識の深いハード面での対策の推進に加え、地域の方々と連携した防犯ボランティア活動への取組や、活動への支援についても御協力いただきますようお願い申し上げます。

施工要領書（第2編：設計）

<Ver-3>

施工要領書Ver-3の連載について

公益社団法人 日本防犯設備協会の防犯に関するSES規格(独自認定規格)の中で、施工にかかわる規格(SES E 7002-4～SES E 7702-3から重要な内容を中心に解説)について、総合防犯設備士や防犯設備士で、これから施工を勉強されるという方に、SESを分かり易く解説した「施工要領書Ver-3」(第1編：通則*1、第2編：設計、第3編：施工(各種チェックリスト含む*2))を2020年2月に施工基準委員会でまとめ発行しました。

今号では前回の掲載に引き続き、第2編 設計の第3章、第4章を紹介いたします。

*1 1編については、用語の説明が中心なので連載から省いています。

*2 3編の各種チェックリストは、参考資料なので掲載からは省いています。

【前回紹介の章】

2021年 陽春号(4月)：設計編 1章 対象物件の地域環境等
2章 対象物件の見通し

【今回紹介の章】

2021年 爽秋号(10月)：設計編 3章 侵入阻止の意思表示
4章 基本警戒線の設定

【次回以降紹介の章】

2022年 陽春号(4月)：設計編 5章 防犯対象物件に対する警戒線の選択
6章 対象物件への侵入防御
7章 警戒方式における検知・警戒範囲
8章 対象物件の施設等級
2022年 爽秋号(10月)：設計編 9章 侵入警報設備の設計
10章 警戒線の設計
11章 機器の選定方法

掲載の「施工要領書Ver-3」全体については当協会のHPに掲載していますので是非ご覧ください。

https://www.ssaj.or.jp/pubdoc/bohan_guidebook.html



第3章 侵入阻止の意思表示

技術標準 SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] (以下、この施工要領において意思表示という) の2「目的」において、「侵入禁止の意思があることを明確に示していない場合、第三者が侵入の可否を判断できず誤った警報の発生などの障害を生ずる。したがって“侵入阻止の意思表示”について明確にすることは重要である。この技術標準は、侵入警報設備の施設に際し、第三者に対して侵入禁止の意思を明確に示すことを目的とする」と記されている。

この施工要領では、侵入警報設備を設置する場合、明確な侵入阻止の意思表示が成されている場所に限り、設備の設置を可能にしている。

技術標準 SES E 7002

4 意思表示

4.1 第1警戒線 (G1)

4.1.1 G1-1 (敷地外周部の警戒範囲) における意思表示

- (1) 塀、柵などは、高さが1m以上とする。
- (2) 線状のものを柵などとして水平に施設した場合は、地表より最上部を1m以上、最下部を200mm以下とし、その間の間隔は300mm以下とする。
- (3) 石垣、法面、堀などは、人により構築されるものであって、明らかに侵入阻止の意思表示となるものでなければならない。

意思表示

SES E 7003 [基本警戒線の設定] により設定される各々の警戒線に対して、その意思表示となるものは、次のものとする。ただし、この章における明確な意思表示とは、明らかに意思表示となる施設、又は意思表示が明らかでない施設に補助するもの（立札、掛札、看板など）が施設された場所とする。

解説

意思表示の明確でない施設の侵入警報設備が、誤報の多発により信頼性を失墜させている

1 第1警戒線 (G1)

1.1 G1-1 (敷地外周部の警戒範囲) における意思表示

(1) 塀、柵などの高さ

ア 塀、柵などは、高さが1m以上のもので、見通しに支障をきたさないものでなければならない。ただし、既設の設備で高さの変更（高くすること）が困難な場合、又は尺貫法により設置されたものは、高さを900mm程度とすることができる。

解説

既設の設備又は尺貫法による設備及びSES E 7002の4.1.1の(1)に適合しない施設に対し、緩和している。また、高さが1m以上の塀は、意思表示が明らかなものと考えられている。ただし、見通しの確保に注意。

イ 生垣及びこれに類するものを意思表示とする場合は、本章1.1(1)アに準ずるものとする。ただし、樹木は地表近くまで繁茂する場合もあり、見通しの確保と簡単に人の通過ができないような生垣を選定することが重要である。

(2) 線状のものの間隔

柵などで線状のものを水平に施設する場合は、地表より最上部を1m以上、最下部を200mm以下とし、その水平間隔は300mm以下でなければならない。ただし、最上部の高さは、本章1.1(1)ア準ずることができる。

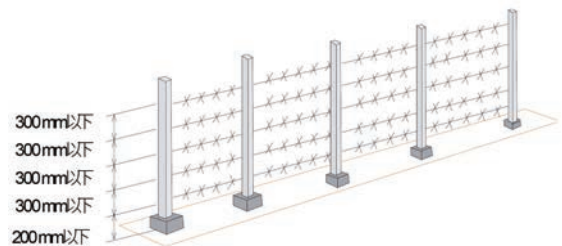


図3-1 線状のもの例

解説

線状のものの意思表示及び但し書きの尺貫法による施設に対して、この項において追加した。また、柵などが木材、綱、鋼線、鎖、有刺鉄線などを用い、複数条に施設されている場合は、意思表示が明確なものとされている。

(3) 意思表示となる地形など

ア 人により構築された石垣、法面などは、下端の地表より意思表示される場所までの高さを1.8m以上とし、勾配は、70度以上でなければならない。

解説

技術標準において記載されていない石垣、法面などの高さ及び勾配をこの項で追加した。

ただし、侵入阻止の意思表示は明確であるが、見通しに関しては確保されていない。

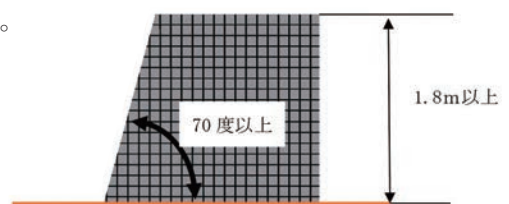


図3-2 1.1 (3) アの例

イ 勾配のある石垣、法面（自然の法面を含む）などであって、その高さが1.8m以下、勾配が70度以上においては、縁に施設された塀、柵、生垣などの高さを、意思表示の高さに含むことができる。ただし、樹木は地表近くまで繁茂、人の通過が困難と判断できる場合であって、その高さは、1.8m以上とし、その基準は、石垣、法面などの下端の地表、又は水面としなければならない。ただし、見通しの確保に注意する。

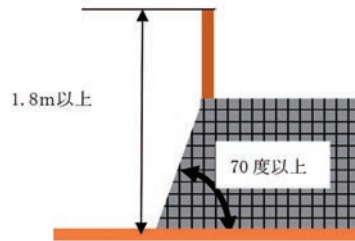


図3-3 1.1 (3) イの例1

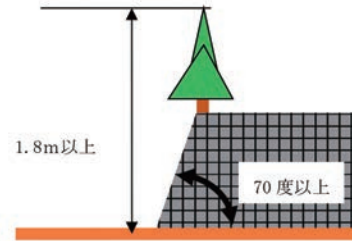


図3-4 1.1 (3) イの例2

ウ イ項において、勾配のある石垣、法面（自然の法面を含む）などであって、勾配が70度未満の場合、石垣、法面などの高さは、意思表示の高さに含むことができない。この場合の意思表示の高さは、石垣、法面などの上端の地表を基準として1.8m以上とする。

ただし、樹木は上端の地表近くまで繁茂、人の通過が困難と判断できる場合とするが、見通しの確保に注意する。

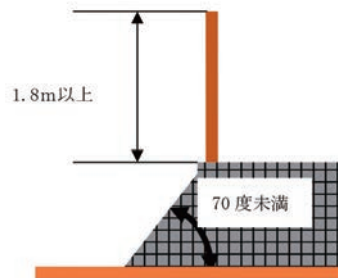


図3-5 1.1 (3) ウの例1

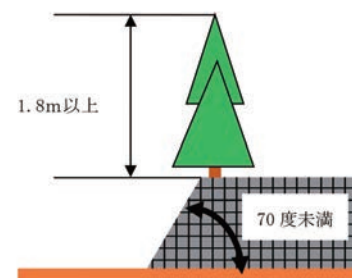


図3-6 1.1 (3) ウの例2

エ 水位（潮位などを含む）の変化する場所の意思表示は、通常の高水位を基準とし、意思表示される場所までの高さ及び勾配は、本章1.1(3)アに準ずるものとする。

ただし、勾配が70度未満の場合は、本章1.1(3)ウに準ずるものとする。

解説

技術標準において記載されていない池、堀、川、海岸などに接する場所の水位を、この項において追加した。

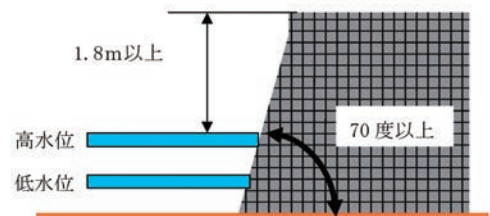


図3-7 1.1 (3) エの例

(4) 意思表示とする陸地と接する水面を、意思表示としてはならない。ただし、水面上に本章1.1(1)アに準じた柵、又は浮標（ブイ）などを施設し、その高さを1m以上とした場合は、意思表示とすることができる。

解説

技術標準において記載されていない陸地と接する水面上に1m以上の柵、又は浮標（ブイ）などを施設した場合、意思表示と認め、この項において追加した。陸地と接する水面とは、池、堀、水路、河川、並びに海岸などまで広く含まれる。

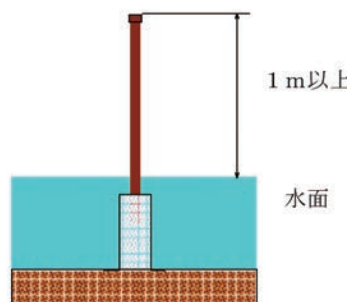


図3-8 1.1 (4) の例1
(断面図)

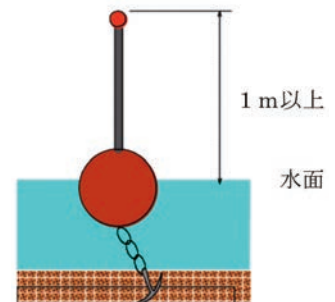


図3-9 1.1 (4) の例2
(断面図)

技術標準 SES E 7002

4.1 第1警戒線 (G1)

4.1.2 G1-2 (敷地出入口部の警戒範囲) における意思表示

- (1) 遮断を目的とする場合、門扉及び柵などは高さが800mm以上とする。ただし、線状のもの場合は、複数の格子状とし、その一辺が500mm以下のものとする。
- (2) 遮断並びに閉鎖を目的とする場合、門扉は、施錠 (門 (かんぬき) を含む) のできるものとする。

1.2 G1-2 (敷地出入口部の警戒範囲) における意思表示

(1) 遮断を目的とする場合

ア 移動できる柵の幅は、出入口の間口に近似した幅であって、高さは、800mm以上とし、遮断に対する明確な意思表示であるものとする。

解説

技術標準において、記載されていない移動できる柵 (置型の柵) の幅、及び高さが明確にされ、立入禁止などの意思表示を明確にした場合、意思表示として認められている。

また、柵は、綱、鎖などにより門柱に係留されることが望ましい。

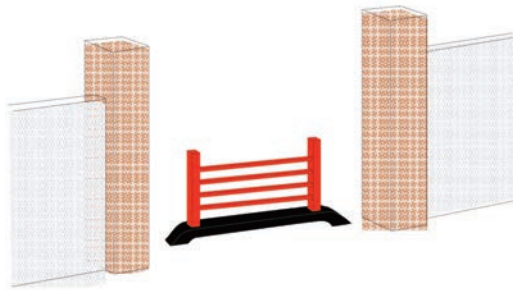


図3-10 遮断を目的とする柵などの例1

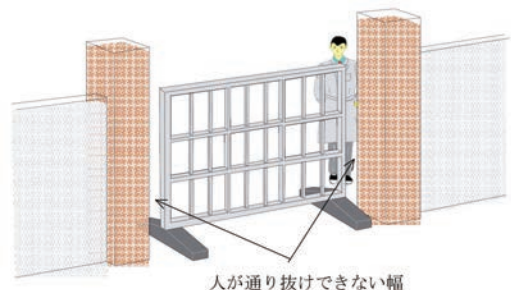


図3-11 遮断を目的とする柵などの例2

イ 線状の柵

①幅及び高さは、本章1.2(1)アに準じ、遮断に対する明確な意思表示があるものとする。

解説

技術標準で、記載されていない線状のものであっては、用いられる材料が異なるだけと判断されている。

②形状は、複数の格子状とし、格子の一辺が500mm以下とする。

解説

線状のものが一条より、複数条の格子状に施設した場合、意思表示としての効果があると判断されている。

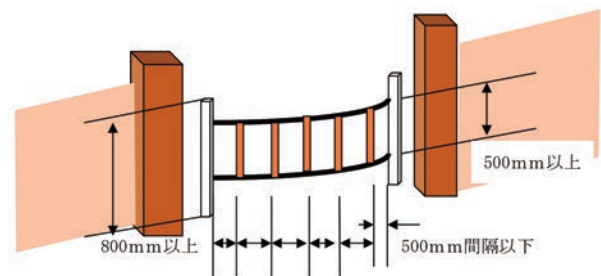


図3-12 遮断を目的とする線状の柵の例1

- ③移動及び埋没するポールを用いた線状の柵であって、この1.2(1)イに適合しないものにあつては、遮断に対する明確な意思表示を施設した場合は、意思表示とすることができる。

解説

市販されているもの（ポールゲートといわれている）は、高さ、形状ともに技術標準に適合しない。したがって、直近に明確な侵入禁止などの表示を付加することにより、遮断の意思表示が明確であると判断され認められている。

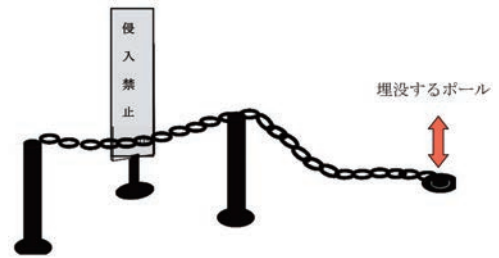


図3-13 遮断を目的とする線状の柵の例2

(2) 閉鎖を目的とする門扉

閉鎖のできる門扉とは、錠、又は門などが施設され、管理された門扉をいう。

解説

閉鎖を目的とする門扉であっても、施錠、又は管理のできていない場合は、遮断のみに対する門扉と判断されている。また、閉鎖ができないと判断される門扉は、次の場合と考えられる。

- ア 容易に開くことができる無施錠状態、又は管理がされていない場合。
- イ 外部より容易に錠の破壊、又は門などの取り外しができる格子状の門扉。
- ウ 容易に乗り越えることのできる門扉。
- エ 軟弱な門扉。

ただし

- ①扉の全開、又は一部が開かれた状態は、意思表示とはならない。
- ②扉の破壊、又は錠の破壊などによる以外、侵入のできない状態を閉鎖されているという。

したがって、容易に侵入できる門扉は、高低に関わらず意思表示のみと見なされている。

技術標準 SES E 7002

4.1 第1警戒線 (G1)

4.1.3 G1-3 (構内部の警戒範囲) における意思表示

- (1) 対象物の屋根又は壁が開放（一部開放を含む）された人の出入りが容易な建物及び機械設備などの場合は、その外周部は4.1.1に準じ、出入口及び開口部は、4.1.2に準ずる。
- (2) 遮断を目的とする門扉及び柵などは、4.1.2 (1)、遮断並びに閉鎖を目的とする門扉は、4.1.2 (2) に準ずる。

1.3 G1-3 (構内部の警戒範囲) における意思表示

(1) 構内対象物の扱い

構内における対象物が構造物、建造物、野積の物品、鑑賞を目的とする物品などであつてSES E 7006 [対象物の施設等級] (以下、この施工要領において施設等級という) に関わるものは、個別の対象物とし、その対象物に対する個別の敷地を設定するものとする。

解説

構内に施設等級の異なる対象物が施設されている場合であつて、その施設の意思表示は、個別に設定することが有効とされている。

(2) 構内の意思表示

第1警戒線において二重警戒を施設する場合は、G1-3 (構内部) において確実な方法による明確な意思表示を施設しなければならない。

解説

G1-3 (構内部) は、第1警戒線において二重警戒の意図の基に設定された場合、構内部における誤報は真報と見なされる。したがって、明確な意思表示が必要とされている。ただし、関係者以外が使用しない場所にあつては、誤報を含み全てを真報と見なし、意思表示を必要としない設備もあ

る。(注) G1-1 (敷地外周部)、G1-2 (敷地出入口部) に意思表示がない場合は、G1-3 (構内部) も意思表示とはならない。

(3) 鑑賞用物品などの意思表示

対象物が盆栽、鑑賞魚及びこれに類するものが、見通し、美観などの考慮を必要とする場合は、意思表示の高さ、線状によるものの条数、間隔などは任意とすることができる。

解説 鑑賞用物品などは意思表示として認められている。

(4) G1-3 (構内部) における門扉

ア 遮断を目的とする門扉は、本章1.2(1)における門扉に準ずるものとする。

解説 G1-2 (敷地出入口部) の門扉と同様と考えられている。

イ 閉鎖を目的とする門扉は、本章1.2(2)における門扉に準ずるものとする。

解説 G1-2 (敷地出入口部) の門扉と同様と考えられている

技術標準 SES E 7002

4.2 第2警戒線 (G2)

4.2.1 G2-1 (建造物外周部の警戒範囲) における意思表示

通常建材 (鋼板、木材、石材、ガラス及びコンクリート、並びにこれらに類するものを含む) で構築された建造物の屋根、外壁及び床であり、天幕 (テント) 及びこれに類するものは含まないものとする。

2 第2警戒線 (G2)

2.1 G2-1 (建造物外周部の警戒範囲) における意思表示

(1) 建造物外周部の意思表示

通常建造物 (構造物を含む) の外周部の全て、又はその一部 (屋根、外壁、床など) を意思表示とすることができる。意思表示用とされる建材は、SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] の4.2.1 による鋼板、木材、石材、ガラス、コンクリート、並びにこれらに類するものを含むものであって、堅牢に施設された場合でなければならない。ただし、天幕 (テント) 及びこれに類するものは含まないものとする。

解説

通常建造物であれば、意思表示として認められる。また、天幕 (テント) 及びこれに類するものとは、屋根、又は壁が幕状の構造物と判断すればよい。また、日本建築の様式による、小舞壁 (土壁)、土蔵造りの土壁などは、意思表示とすることができる。

(2) 天幕倉庫及び天幕作業場などの意思表示

天幕倉庫及び天幕作業場、並びにこれに類するものを意思表示とする場合は、その外周部に明確な意思表示を施設しなければならない。ただし、第1警戒線の設定された内部に施設された場合とする。

解説

比較的大きな事業所などにおける天幕倉庫、天幕作業場などに対して侵入警報設備の設置が強く要求されている。したがって、侵入警報設備の設置を考慮して、第1警戒線 (G1-1及びG1-2) の設定された場合に限り認められている。

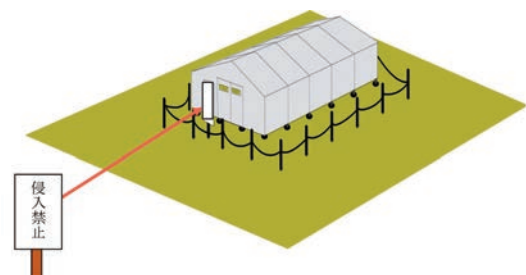


図3-14 外周部の意思表示の例

技術標準 SES E 7002

4.2 第2警戒線 (G2)

4.2.2 G2-2 (建造物開口部の警戒範囲) における意思表示

- (1) 窓、及びこれに類するものは、閉鎖されているもの、又は閉鎖のできるものとする。
- (2) 換気口 (口の一边が200mm以上のもの、又は直径が200mm以上のもの) 及びこれに類するものは、堅牢な格子などにより防護されているものとする。

2.2 G2-2 (建造物開口部の警戒範囲) における意思表示

この技術標準は、建造物 (構造物を含む) の窓、換気口などを意思表示とする場合について定めている。

- (1) FIX (はめ殺し) 窓 (ガラスによる壁の場合を含む) 及び閉鎖のできる窓は、意思表示とすることができる。

解説 閉鎖のできる窓とは、錠、又は門などが施設された開閉のできる窓と解釈すればよい。

- (2) 破壊が困難なガラリ窓、ガラリ戸などは、意思表示とすることができる。ただし、破壊が容易と判断できる場合にあっては、堅牢な格子などにより防護された場合とする。

解説 技術標準において記載されていない、ガラリ窓、ガラリ戸などに対する意思表示が認められている。

- (3) 意思表示となる換気口など

この章において、換気口などの一边が200mm以上の場合、又は直径が200mm以上の場合に適用する。

ア 換気口などは、堅牢な格子などにより防護された施設とする。

イ 機械設備の通気塔、脱臭塔などの設備が、容易に破壊できると判断できる場合にあっては、その場所が堅牢な格子などにより、防護された施設とする。

解説

技術標準において記載されていない機械設備などの脆弱な部分、又はその場所において防護された場合は、意思表示と認められている。

- (4) 防湿用空間 (ドライエリア) は、堅牢な格子などにより閉鎖及び閉鎖のできる場合は、開口部の意思表示とすることができる。

解説

技術標準において記載されていない防湿用空間 (ドライエリア) は、堅牢な格子などにより防護された場合は、G2-2 (開口部) の意思表示と認められている。

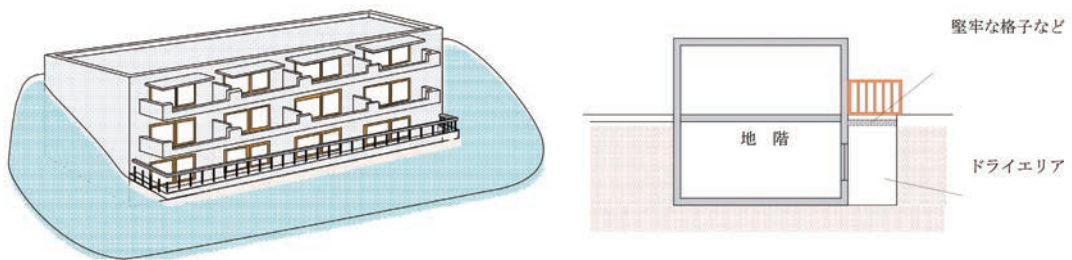


図3-15 防湿用空間の例

- (5) 意思表示となる格子

技術標準において記載されていない開口部を防御する格子は、鋼製であって、その部材の一边、又は直径が12mm以上のものでなければならない。ただし、管にあっては、外形20mm (真円以外のものにあっては、最も細い部分とする) 以上、厚さが2.5mm以上のものとする。

技術標準 SES E 7002

4.2 第2警戒線 (G2)

4.2.3 G2-3 (建造物出入口部の警戒範囲) における意思表示

戸、扉は閉鎖できるものとする。

2.3 G2-3（建造物出入口部の警戒範囲）における意思表示

構内（G1-3）に接する出入口部の戸、扉などは、本章1.2(2)（G1-2：敷地出入口部）における閉鎖を目的とする門扉に準ずるものとする。

解説

構内に接する出入口部の戸、扉などは、第1警戒線の構内部、又は第1警戒線の設定されていない場所（道路など）の出入りに使用されると判断すればよい。したがって、確実な方法により施設された場合に限り意思表示として1.2(2)に準じたものとされている。

技術標準 SES E 7002

4.3 第3警戒線（G3）

4.3.1 G3-1（屋内の警戒範囲）における意思表示

接近、通行及び侵入の禁止の表示ができる衝立及び綱状のもの（モールなど）並びにこれに類するものとする。

3 第3警戒線（G3）

第3警戒線において、飼育される鳥獣（鳥、犬など）の移動がある場合は、警戒範囲を設定しないことが原則であるが、これらが確実な方法により管理されていることを前提に、人に対する意思表示のみが規定されている。第1及び第2警戒線においては屋外であり、野生の鳥獣に対する誤報対策は困難とされ、この意思表示においては、具体的に定められていない。また、屋内における鼠、虫による誤報は問題であるが、人による誤報は絶対にあってはならないとされている。

3.1 G3-1（屋内の警戒範囲）における意思表示

(1) 警戒区分の分割

ア 屋内部における警戒範囲を分割し、その一部を個別の警戒範囲とする場合は、衝立、綱状のもの（モールなど）及びこれに類するもの、並びに本章3による、明確な意思表示を施設しなければならない。

解説

故意、偶然に関わらず人による誤報対策として、SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] の4.3.1において、最低限必要な意思表示を衝立、綱状のもの（モールなど）及び柵、並びに立札などにより明確にしなければならないと定められている。

(2) 飼育される鳥獣（鳥、犬など）の移動のおそれがある場合は、これらが警戒範囲内に侵入できないように、綱状の柵などを用い誤報を防止しなければならない。

解説

SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] の4.3.1においては、人のみが対象とされ、飼育される鳥獣などに対するものは定められていない。

技術標準 SES E 7002

4.3 第3警戒線（G3）

4.3.2 G3-2（施錠する室の壁面の警戒範囲）における意思表示

通常の建材（鋼板、木材、石材、ガラス及びコンクリート、並びにこれらに類するものを含む）で構築された天井、壁及び床であり、天幕（テント）及びこれに類するものは含まないものとする。

3.2 G3-2（施錠する室の壁面の警戒範囲）における意思表示

施錠しなければならない室の天井、壁及び床を意思表示とすることができると定められている。ただし、施錠する室とは、重要書類、貴重品及び高額な金品を収納する部屋とされ、通常の建材とは、SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] 4.3.2の記載のとおりである。また、固定された簡易な壁（パーティション及びこれらに類する壁を含む）は、意思表示とすることができる。ただし、人、機械などにより、移動できる壁（重厚な物を含む）は、含まないものとする。

解説

多用されている簡易な壁であっても、破壊以外に侵入することができない場合は、意思表示として認められている。

技術標準 SES E 7002

4.3 第3警戒線 (G3)

4.3.3 G3-3 (施錠する室の開口部の警戒範囲) における意思表示
4.2.2に準ずるものとする。

3.3 (施錠する室の開口部の警戒範囲) における意思表示

本章2.2に準ずるものとする。

技術標準 SES E 7002

4.3 第3警戒線 (G3)

4.3.4 G3-4 (施錠する室の出入口部の警戒範囲) における意思表示
4.2.3に準ずるものとする。

3.4 G3-4 (施錠する室の出入口部の警戒範囲) における意思表示

本章2.3に準ずるものとする。

技術標準 SES E 7002

4.3 第3警戒線 (G3)

4.3.5 G3-5 (施錠する室内の警戒範囲) における意思表示
4.3.1に準ずるものとする。

3.5 G3-5 (施錠する室内の警戒範囲) における意思表示

本章3.1に準じた場合、G3-1における屋内の警戒範囲に準じて、衝立、網状のものなどにより意思表示を施設しなければならないと定められている。また、施設される室内は、重要な警備対象物件であり、発報時における対応が重要視され、人による誤操作など、及び飼育される鳥獣（鳥、犬など）による誤報は、絶対にあってはならないとされている。したがって、警戒時における室内は無入であって、移動する物体の無いことが原則となる。意思表示を必要とする室内、又は室外に設置する意思表示（立札、表示灯など）は、確実に確認できなければならない。

解説

室内の意思表示は、窓などから確実に見える場所に、室外にあっては、出入口の直近に設置し、人による誤報の防止策を確実にしている。

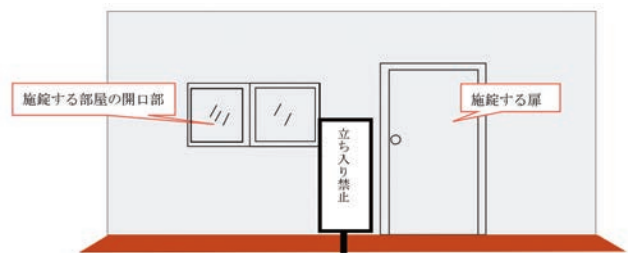


図3-16 意思表示を必要とする室内の例

技術標準 SES E 7002

4.4 第4警戒線 (G4)

4.4.1 G4-1 (移動可能な対象物の警戒範囲) における意思表示
(1) 屋内、及び室内においては、4.3.1に準ずるものとする。
(2) 対象物を収納する陳列ケースなどは、施錠のできるものとする。

4 第4警戒線 (G4)

4.1 G4-1 (移動可能な対象物の警戒範囲) における意思表示

SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] の4.3.1に準じた場合、(1) においては、G3-1における屋内の警戒範囲に準じて、衡立、綱状のものなどにより意思表示を施設しなければならないとされ、(2) においては、施錠のできない対象物 (陳列ケースなど) は、意思表示とすることができないと定められている。

移動可能な対象物の意思表示は、床、又は壁などに固定されていないもの及び固定されたものであっても容易に移動できるもの、並びに機械などによらず移動できるものとし、この項において追加した。また、重量を基準とした技術標準はそぐわないものとされ、この項においても明記されていない。

- (1) 対象物を展示台に陳列若しくは施錠できない陳列ケースなどに収納する場合の意思表示

意思表示は対象物の周囲から1mを超えた場所に、衡立、綱状のもの (モールなど) 及び柵、並びに立札などにより施設しなければならない。1mを超えた場所とは、SES E 7003 [基本警戒線の設定] の4.4 (1) おける警戒範囲に準じ、その外側に意思表示を施設することとしている。

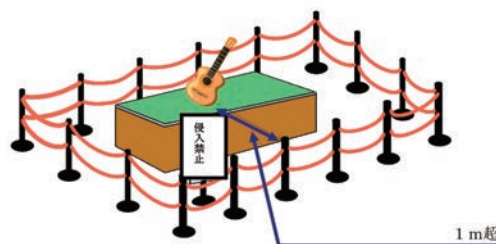


図3-17 移動可能な対象物の意思表示の例1

- (2) 移動可能な対象物を施錠のできるケースなどに収納する場合は、そのケースなどを意思表示とすることができる。

解説

陳列ケースなどが施錠のできない場合は、意思表示として認められない。また、SES E 7003 [基本警戒線の設定] の4.4 (1) において警戒範囲は、ケースなどの内側とされており、ケースなどを、意思表示とすることが可能と判断されている。

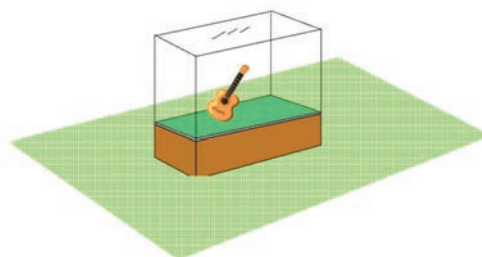


図3-18 移動可能な対象物の意思表示の例2

技術標準 SES E 7002

4.4 第4警戒線 (G4)

4.4.2 G4-2 (移動不可能な対象物の警戒範囲) における意思表示

- (1) 屋内、及び室内においては、4.3.1に準ずるものとする。
(2) 対象物の収納を目的とした施設においては、4.3に準ずるものとする。

4.2 G4-2 (移動不可能な対象物の警戒範囲) における意思表示

- (1) 移動不可能な対象物の意思表示

移動不可能な対象物は、床、又は壁などに、堅牢に固定され容易に移動できないもの、機械などによらない限り移動できないもの、並びに対象物の収納を目的とした施設 (金庫、保管庫及びこれに類する施設) 及びこれらの内に収納するものとし、この項において追加した。

解説

移動不可能な対象物は、人力のみでは容易に持ち出すことのできないもの、及び建造物などの一部とし、この項において明確にした。

- (2) 技術標準SES E 7002 [侵入阻止の意思表示] の4.4.2が、4.3.1に準じた場合、(1) 又は (2) は、本章4.1に準ずるものとする。

第4章 基本警戒線の設定

SES E 7003 [基本警戒線の設定] の2.「目的」において「施設される侵入警報設備に関する設計基準として、対象物に対する基本警戒線及び細分化された警戒線を定義し、その意味を定め、かつ呼称を統一することを目的とする」と記されている。

したがって、この施工要領では、侵入警報設備を設置する設計にあたって、細分化された警戒線を定めることにより、設計の統一化を可能にした。

技術標準 SES E 7003

4 基本警戒線と警戒範囲

基本警戒線は、対象物の外側より次の4つの警戒線で構成する。

- ・ 第1警戒線：敷地部
- ・ 第2警戒線：建造物外周部
- ・ 第3警戒線：建造物内部
- ・ 第4警戒線：対象物

解説

基本警戒線は、対象物の外側より次の4つの警戒線で構成する。

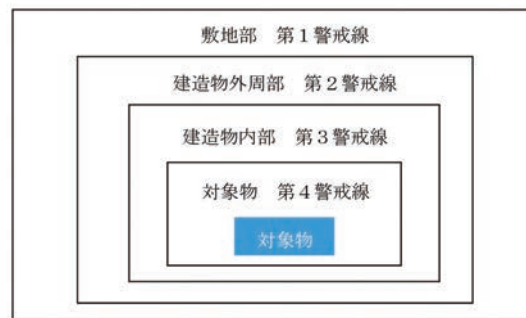


図4-1 基本警戒線

技術標準 SES E 7003

4 基本警戒線と警戒範囲

4.1 第1警戒線の細分化と警戒範囲

第1警戒線は、敷地部に適用される警戒線で、侵入阻止の意思表示がされた塀、門、長屋門、石垣、堀などの外構を有する敷地外周部、敷地出入口部、並びに第2警戒線を除く構内部を警戒範囲とする。第1警戒線には警戒範囲の直上の空中及び直下の地中を含む。

第1警戒線は、次の3つに細分化した警戒範囲で構成する。

- ・ G1-1：敷地外周部の警戒範囲
- ・ G1-2：敷地出入口部の警戒範囲
- ・ G1-3：構内部の警戒範囲

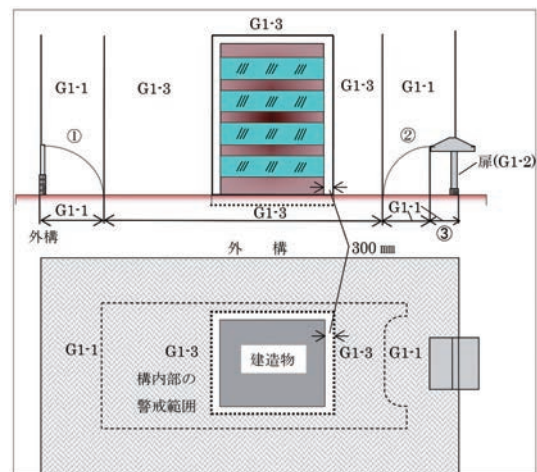


図2 第1警戒線の細分化警戒範囲

(1) G1-1：敷地外周部の警戒範囲

敷地外周部に施設された塀、柵、門などの外構の場合は、外構の内側から外構の高さを半径とした構内側の水平地点まで、及びその直上の空中並びに直下の地中を警戒範囲（図2①）とする。

また、外構の内側に軒などのある建造物の場合は、侵入飛び降り进行を想定し、外構の建造物の内側の軒先から軒上面の高さを半径とした構内側の水平地点まで、及びその直上の空中並びに直下の地中を警戒範囲（図2②）とする。

さらに、外構の建造物の内側の軒先から建造物の内側まで、及びその直上の空中並びに直下の地中も警戒範囲（図2③）とする。

(2) G1-2：敷地出入口部の警戒範囲

人の出入り、物品の搬出入などに利用され侵入阻止の意思表示がされた扉、及び採光、採風などに利用され侵入阻止の意思表示がされた開口部などを警戒範囲とする。

(3) G1-3：構内部の警戒範囲

G1-1、G1-2と第2警戒線との間の構内部、及びその直上の空中並びに直下の地中を警戒範囲とする。

1 第1警戒線の細分化警戒範囲

1.1 G1-1：敷地外周部の警戒範囲

敷地外周部の警戒範囲は、線状（金属線、鎖、綱などで一条のものに限る）のものを除く侵入警報設備に有効な扉、門（高さが1m以上のもの）及び長屋門などの建造物、並びに石垣、堀などの敷地外周部に接した外構部の高さを半径とした構内側水平地点の直上及び直下までの範囲で定義している。また、柵の最上部に張られた線状の物の高さが地表より1m以上、最下部に張られた物の高さが同じく200mm以下であって、その間の間隙を300mm以下で複数条に施設された場合は、侵入阻止の意思表示が明確なものとして、G1-1とする。

1.2 G1-2：敷地出入口部の警戒範囲

敷地出入口部の扉などは、必ず施錠、又は門などにより閉鎖できなければならない。門扉などのない開口部を、開放できる高さが800mm以上の線状及び柵条の物で遮断した場合は、侵入阻止の意思表示が明確なものとし、G1-2とする。ただし、線状の物の場合は複数の格子状とし、その一辺が500mm以下の物とする。

1.3 G1-3：構内部の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] の図2に示す外溝の高さを半径とした構内側から、建造物側近より300mmまでの範囲で定めている。

技術標準 SES E 7003

4 基本警戒線と警戒範囲

4.2 第2警戒線の細分化警戒範囲

第2警戒線は、建造物外周部（屋根、壁、出入口部、開口部、底面など）を警戒範囲とする。

第2警戒線は、次の3つに細分化した警戒範囲で構成する。

- ・ G2-1：建造物外周部の警戒範囲
- ・ G2-2：建造物開口部の警戒範囲
- ・ G2-3：建造物出入口部の警戒範囲

(1) G2-1：建造物外周部の警戒範囲

建造物の次を警戒範囲とする。

- (a) 建造物の外周部である屋根、壁、出入口部、開口部、及び底面
- (b) 建造物の外周部である屋根、壁、出入口部、開口部、及び底面の外側に接する面より、外側に300mmまでの範囲
- (c) 建造物の外周部である屋根、壁、出入口部、開口部、及び底面の内側に接する面より、内側に300mmまでの範囲

(2) G2-2：建造物開口部の警戒範囲

建造物外周部に施設された開口部（窓、換気口及びこれに類するものを含む）で、次の各項による防御が施された場合、それを警戒範囲とする。

- (a) 開閉する窓、又はこれに類するもので閉鎖できる場合
- (b) FIX（はめ殺し）窓の場合

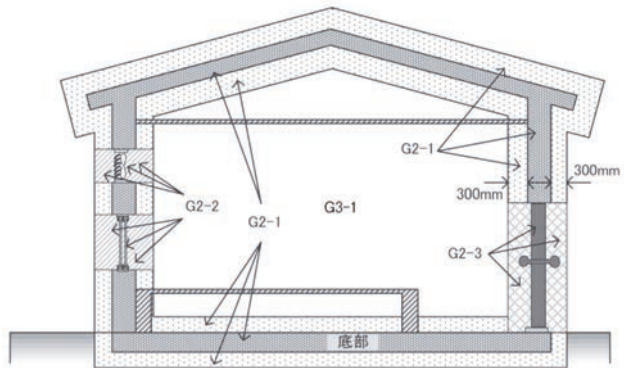


図3 第2 警戒線の細分化警戒範囲

- (c) 換気口（換気口の一辺、又は直径が200mm以上のもの）及びこれに類するもので、堅牢な面格子又はルーバー（開閉可能なものにおいては全閉できるもの）にて防御されている場合。
 - (d) 面格子、ルーバーなどのない開口部に換気扇などが施設され、そのものの取外しが検知できる場合。
- (3) G2-3：出入口部の警戒範囲
人の出入り又は物品の搬出入に利用される出入口部で、閉鎖できる戸、扉などを有する場所を警戒範囲とする。

2 第2警戒線の細分化警戒範囲

2.1 G2-1：建造物外周部の警戒範囲

- (1) 共用する建造物などの場合は、その所有、借用などにおける境界までを警戒範囲とする。
- (2) 第1警戒線に通じる開放された防湿用空間（ドライエリア）は、第1警戒線の範囲とし、内部に接する部分は第2警戒線の範囲とする。
- (3) 第1警戒線と第2警戒線が重複する場合は、第2警戒線とする。

2.2 G2-2：建造物開口部の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.2(2)の記載を警戒範囲とする。

2.3 G2-3：出入口部の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.2(3)の記載を警戒範囲とする。

技術標準 SES E 7003

4 基本警戒線と警戒範囲

4.3 第3警戒線の細分化警戒範囲

第3警戒線は、第2警戒線を周囲とした建造物の内部を警戒範囲とする。ただし、第4警戒線を除く。

第3警戒線は、次の5つに細分化した警戒範囲で構成する。

- ・ G3-1：屋内の警戒範囲
- ・ G3-2：施錠する室の壁面の警戒範囲
- ・ G3-3：施錠する室の開口部の警戒範囲
- ・ G3-4：施錠する室の出入口部の警戒範囲
- ・ G3-5：施錠する室内の警戒範囲

(1) G3-1：屋内の警戒範囲

第2警戒線を周囲とした建造物の内部を警戒範囲とする。ただし、次項以下の施錠する室（G3-2～G3-5）を除く。

(2) G3-2：施錠する室の壁面の警戒範囲

第3警戒線内の施錠する室の周囲を構成する天井、壁、及び床を警戒範囲とする。

(3) G3-3：施錠する室の開口部の警戒範囲

第2警戒線のG2-2に準ずるものとする。

(4) G3-4：施錠する室の出入口部の警戒範囲

第2警戒線のG2-3に準ずるものとする。

(5) G3-5：施錠する室内の警戒範囲

G3-2～G3-4を周囲とした内部を警戒範囲とする。

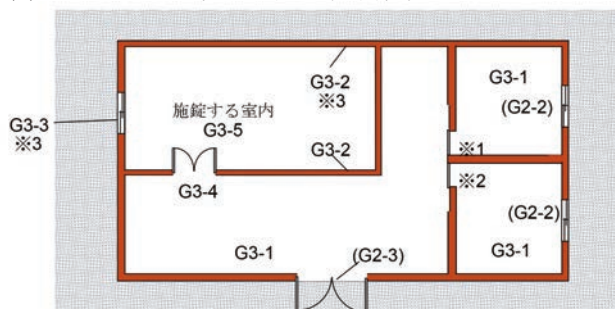


図4 第3警戒線の細分化警戒範囲

※1、※2：施錠設備の無い扉は侵入阻止の意思表示が無いという扱いで警戒線の対象外

※3：第2警戒線と第3警戒線が重複する場合は、第3警戒線とする。

3 第3警戒線の細分化警戒範囲

3.1 G3-1：屋内の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.3 (1) の記載を警戒範囲とする。

3.2 G3-2：施錠する室の壁面の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.3 (2) の記載を警戒範囲とする。

3.3 G3-3：施錠する室の開口部の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.3 (3) の記載を警戒範囲とする。

3.4 G3-4：施錠する室の出入口部の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.3 (4) の記載を警戒範囲とする。

3.5 G3-5：施錠する室内の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.3 (5) の記載を警戒範囲とする。

技術標準 SES E 7003

4 基本警戒線と警戒範囲

4.4 第4警戒線の細分化警戒範囲

第1警戒線、第2警戒線又は第3警戒線を周囲とした対象物を警戒範囲とする。

第4警戒線は、次の2つに細分化した警戒範囲で構成する。

- ・ G4-1：移動可能な対象物の警戒範囲
- ・ G4-2：移動不可能な対象物の警戒範囲

(1) G4-1：移動可能な対象物の警戒範囲

対象物が別途定める防犯診断により容易に搬出、又は移動可能と判断できる場合は、その対象物及びその周囲1mまでを警戒範囲とする。

ただし、対象物が移動可能な陳列ケースなどに収納される場合は、その陳列ケースなどの内部及び陳列ケースなどの周囲1mまでを警戒範囲とする。

(2) G4-2：移動不可能な対象物の警戒範囲

対象物が別途定める防犯診断により移動不可能と判断できる場合は、その対象物及びその周囲1mまでを警戒範囲とする。

4 第4警戒線の細分化警戒範囲

4.1 G4-1：移動可能な対象物の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.4 (1) の記載の警戒範囲とする。

4.2 G4-2：移動不可能な対象物の警戒範囲

SES E 7003 [基本警戒線の設定] 4.4 (2) の記載の警戒範囲とする。

技術標準 SES E 7003

4 基本警戒線と警戒範囲

4.5 警戒線の重複

異なる警戒線が重複する場合は、重複する部分の境界線は対象物に近い内側の警戒線として扱う。

地域協会の活動について

～地域協会において全国初の「防犯設備士更新講習」を実施～



NPO 法人大阪府防犯設備協会 専務理事 原田 光生

1 はじめに

NPO法人大阪府防犯設備協会(大防設)は、平成13年11月15日に創立され今年で20周年を迎えました。しかし、近年治安の安定とともに防犯設備に関する市民の関心は低下傾向にあり、地域協会は会員の減少とともにその存在感が問われる現状となっています。さらに、日本防犯設備協会(日防設)が行う防犯設備士試験も新型コロナウイルス感染拡大から、リモート方式となり地域協会の支援が不必要になったこともあり、地域協会から日防設にせめて「防犯設備士更新講習」を地域で実施し、その活動を知らしめたいとの意見が出されていました。

2 地域での更新講習の実施と課題

このような地域協会からの要望もあって、日防設では「更新講習」を地域協会と協働で実施する方向を決定し、関西では昨年末から日防設の担当者、大阪、兵庫、京都の地域協会責任者等が会合を持ち、大阪会場を7月30日に開催する事を決定しました。このため、当協会では折角の機会であるので更新講習に合わせて最新のAIカメラ等の展示会を行い、合わせて更新講習以外に平野理事長による「AI機能付き防犯カメラについて」のセミナーをも行うことにし、会場を大阪市中央区の「エルおおさか」で実施することとしました。このため、会場は「講習会場、防犯機器展示室、セミナー傍聴室」の3室を借り準備を始めましたが、4月末に日防設に講習希望者を問合せたところ数名との事で、これでは折角の地域講習が有名無実となりかねず、また、折から新型コロナウイルス感染拡大中であり、開催に当たって「更新講習者の募集」と「感染防止対策」の二つの大きな課題がのしかかってきました。

3 大々的な募集活動の実施

当面一番の課題は講習受講者の募集でした。このため、当協会では日防設と連携し「特典一杯の更新講習へお誘い」のタイトルで「最新機器の展示会の開催、受講者にはクオカード、名刺シールかネックストラップのどちらか無償進呈」を内容とする広報チラシを作成し、大阪とその近辺の更新対象者216名に急遽当協会事務局から広報チラシを入れた受講案内を郵送しました。さらに、5月9日には全員にメールにて再案内を行いました。また、5月13日ズームによる臨時理事会を開催して協会理事等に現状を説明し協力要請を行いました。その上、展示会やセミナーの開催についての案内を大阪府警、大阪府、府下の自治体関係先、会員企業等に送付するなどの広報活動を大々的に行いました。

4 新型コロナウイルス感染対策の推進

このような活動の中、徐々に受講者等も増えていったことから、当協会では7月6日に三役会を行い開催に当たっての詰めを行いました。一番の課題は新型コロナウイルス感染対策でした。当時大阪は「まん延防止等重点措置」がなされている時であり、会場が密にならないような措置を取ることが喫緊の課題でした。このため、開催に当たっては平野理事長を総責任者に三役が「受付、案内、講習会場、防犯機器展示室」などの責任分担を担い応援スタッフを指揮することにしました。特に受付では体温測定と手指の消毒、マスクの着用を徹底する。講習会場の座席は一人空ける。展示会場は一方通行にして密を避ける。セミナーの別室については出席の有無をFAX等にて受理し人数を把握して密を避けるなどの諸対策を検討し確認しました。

5 開催日の状況

7月30日の開催日、展示室の受付は午前10時からで合計72名の参観でしたが、午後から参観者が増え、午後2時頃がピークとなりやや密になりました。しかし、一方通行にしていたのと、密にならないよう参観者・出展企業側にも呼びかけてスムーズな流れを作りました。一方更新講習の会場は午後0時に受付を行い、70名の出席でありましたが、順次会場内に誘導しました。会場の定員は130名なので出席者については机一脚に2名として密にならないように座って頂きました。しかし、会員企業の関係者がその日に数名出席を要請してきましたので、最後部に椅子を置いて聴講して頂きました。別室のズーム会場については32名の視聴者でしたが、更新講習の受付等で出席確認を行い展示室の見学をして頂いた後、ズーム会場に案内して密にならないような配席を行いました。



受付風景

6 おわりに

心配された更新講習者は70名に、また、展示会場も72名、ズームによる別室での視聴者も32名が来て頂くなど盛況に終わり、心配したコロナ感染等もなかったのがホッとしましたが、これは日防設、当協会役員、展示出展企業等皆様のご支援とご協力のお陰であり心から御礼を申し上げる次第です。講習終了後、受講者にアンケート調査を行い55名の方に回答を頂いたところ、38名の方が講習方式を希望しており、従来のレポート方式希望者は3名でした。今回の開催結果を教訓に今後も地域開催を継続して頂き、地域協会の活性化と発展に邁進したいと思っておりますので、今後ともご指導を賜りますようお願い申し上げます。



共通講習



大防設セミナー



機器展示会

街頭防犯カメラの設置・保守事例



株式会社たけのうち電器 第二営業部 課長 高田 敏宣

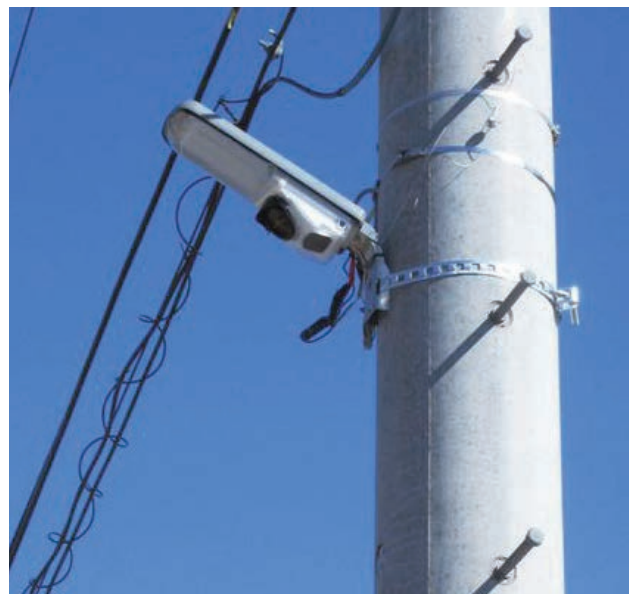
弊社は、群馬県の北部に位置する沼田市に本社を置き、電気工事・電気通信工事・ソフトウェア開発、ネットワーク構築、太陽光発電所工事・家電品販売など幅広く事業を展開しています。官公庁や自治体を中心に法人・個人を問わずお客様と関係を築かせていただき、公共工事などを柱として事業を行っています。今回はこの様な機会を頂き、弊社で実際に業務を行っている街頭防犯カメラの設置・保守事例について紹介させていただきます。

私が担当する自治体では、市内400台を超える街頭防犯カメラを設置し、小中学生を中心とした安全・安心の向上や、繁華街など犯罪の発生する蓋然性の高い箇所での犯罪の予防と被害の未然防止を図っています。

特に繁華街に設置してあるカメラについては、犯罪、交通事故、不正な客引き行為、運転代行業者の駐車違反などを抑止及び摘発するための設置となっており、より良い社会形成の一助になっているとの自負があります。



防犯カメラ



防犯カメラ一体型防犯灯

ご覧いただいている皆様におかれましては、釈迦に説法ではございますが、街頭防犯カメラの設置については、設置する場所、機器、運用方法について行政と十分に協議を行い、要求する機能や目的を達成し、且つ最適なコストで実施する必要があります。

私の担当する自治体では、街頭防犯カメラにSDカードレコーダー内蔵型のカメラを採用しています。本機器は映像の鮮明さや運用上の理由からネットワークカメラを採用しており、無線LANを使用してカメラの下方から必要な動画ファイルをダウンロードする形式となっています。

無線LANは様々な電子機器に内蔵され、非常に便利に運用ができる反面、セキュリティ上に不安が残る構成となります。また、セキュリティ面を向上させるためにメーカーなどから出荷された状態のまま使用すると、パスワードが各機器によって異なることが発生し、運用面で煩雑となります。弊社では運用面の利便性とセキュリティ面を考慮して、自治体、群馬県防犯設備協会と協議を行い、暗号化の形式やパスワード、その他各種設定などについて決定しています。

また、設置状況と自治体の目的に応じて、フォーカスや絞り、赤外線照射のON/OFF、WDRの使用有無など日中・夜間のそれぞれの映像を確認し、カメラごとに設定を行い設置しています。

弊社では、設置工事から引き続き保守点検業務も請け負っており、年6回程度点検を実施し、その中でカメラの映像調整や、不正ログインの有無、レンズ部の清掃、機器不良、無線LANの混線状況等についても確認を行い、円滑な街頭防犯カメラの運用が行える一助となるよう、協力させていただいています。保守点検を行う際に心がけていることは、特に夏季の暑い時期に機器不良の発生確率が上昇する傾向が顕著なため、年間を通して一番暑い8月に点検を実施し、動作の確認及び軽微な不良を未然に発見する様心がけています。



点検業務

印象的な事案としては、特定の箇所で、元来は一般的な犯罪抑止のためのカメラ設置であった地点で、運転代行車の不正駐車が急増、対策として自治体担当者よりナンバープレートの数字を確認したいとの旨の要望を受け、夜間に調整を実施、担当者との協議確認の後に日中には、ほとんどハレーションを起こし、視認性がないものの、夜間のナンバープレート視認に特化した設定を実施し、取り締まりに活用できた箇所もありました。

先般、その他の自治体や官公庁からご相談を頂く際に、既に導入している街頭防犯カメラについて、ご相談を頂くこともあります。その際に、夜間明かりのほとんどない低照度の箇所に赤外線もなく、低照度対応もしていないカメラが設置されている事例や、購入したままの機器が設置されていて、ハレーションやフォーカスがオートフォーカスのままで、監視対象に焦点が合っていない事例などが散見されます。

折角、地域の安全・安心を向上するために街頭防犯カメラを導入するのに、上記の様な事例では同じ予算を掛けたとしても、要求と大幅に乖離した設備の構築となってしまいます。

この様な事例を防ぐためにも、防犯設備士が増加し、不適切な街頭防犯カメラ設置事例の絶無の実現を希望しています。私個人としては更なる知識・経験を積み、群馬県防犯設備協会と連携を取りながら群馬県ならびに日本全体の安全・安心の向上の一助となるよう努力していきたいと考えております。

取得して良かった【総合防犯設備士】



公益社団法人 日本防犯設備協会 総合防犯設備士委員会 特別委員
一般社団法人総合防犯士会 会長

成田 純一

防犯設備士取得まで

私はアラコム株式会社という警備会社で、制服を着た常駐警備員として勤務しておりましたが、機械警備の部署へ異動となり防犯設備士という資格を知りました。

昭和から平成に変わり皆様もご承知のとおり犯罪情勢が大きく変わり、犯罪件数が年々増加して「機械警備」の重要性が認識され始めました。警備の現場に身をおいていましたがマンパワーの他にカメラや機械警備関連の重要性を感じていました。そして1998年(平成10年)防犯設備士を取得しました。

資格所得後、横浜支社勤務となりましたが、日々犯罪件数が増す中で「契約先」からの防犯相談が多くなりました。特に集合住宅の管理会社からの要請が多く、ほぼ毎週のように週末はマンション管理組合の理事会に出席をしていました。

空き巣、痴漢等の犯罪が多く、それへの対策をどうするか?その対応に当たる中で、既設マンションの犯罪情勢の他、新築マンションが竣工し入居開始から空き巣が多発するまでの期間がどんどん短くなっていること等、地域の警察署や安全協会から多くの情報を聞くことが出来て、それなりにスキルアップに繋がったと思います。

具体的な対策としては、防犯カメラ、防犯ミラー設置での対応の他、外周への赤外線ビーム検知器設置や、高い位置からの防犯照明設置を依頼する等、ハード面の提案の他、管理組合の他、自治会や町内会、安全協会へ積極的に関わること等、様々な提案をしました。

それらの現地対応をして蓄積した「自分自身の経験値」を元に防犯相談に対応していましたが、「これで良いのか?もっと良い方法はないのか?」との不安がありました。「背骨が欲しい」と常に感じていました。

総合防犯設備士取得へ

そして「総合防犯設備士」という資格が出来ることを聞いて、2002年(平成14年)総合防犯設備士を取得しました。もちろん資格を取得したからと言ってすぐに自分のスキルアップが図れる訳ではありませんが、防犯設備士には無かった「防犯監査、防犯コンサル」に関しての学びがありました。

その後、総合防犯士会へ入会し、総合防犯設士の資格をもっている多くの方との接触で「本業が防犯関連ではない」方とも知り合い、地域の防犯セミナーを通じて活躍している様子などを聞いて「新たな発見」がありました。

また、日本防犯設備協会や総合防犯士会で主催する数多くの見学会・勉強会にも参加することが出来ました。原子力関連施設、米軍基地、刑務所、成田空港等の重要施設でのセキュリティ関連部署の見学は「普段は絶対見ることが出来ない場所」を見ることが出来て、尚且つ担当者から解説を聞くことが出来ました。最新のシステムを導入していたり、既存のシステムを工夫して活用していたりと、とても勉強になりました。

総合防犯士会の活動の中でも「海外へ進出している日本企業の訪問」は国内の犯罪抑止にも繋がる学びがありました。

また、特にセキュリティショーでの防犯相談コーナーの相談員では、いろいろな企業、団体、個人の「いま現在の悩み事」を知ることができました。とても貴重な情報です。

個人情報には十分気を付けて対応していますが、具体的な個別対応は地域協会と連携しながら進めて成果に繋がっています。



一般社団法人総合防犯士会の活動

本年、コロナ禍ではありますが念願だった一般社団法人総合防犯士会(以下ASESと表記します)として新たなスタートを切ることが出来ました。

昨年より総合防犯設備士試験の受験セミナーを「集合型」から「Webセミナー」へと実施形態を変え、コロナ禍に対応して実施しました。首都圏から遠いエリアの参加者からは好評価を得ていますが、集合型でのメリットもあり、集合型でも出来ないか?との意見も頂いております。

今後は集合型セミナーとWebセミナーを一緒にする方法も今後の検討課題です。日本防犯設備協会、総合防犯設備士委員会とも協議しながら「より良いセミナーの形」を模索してゆきたいと思っております。

この受験セミナーのWebセミナーの実施の実績をもとにASESブロック会の活動へと繋げ活発化させております。北海道～東北ブロック、九州～沖縄ブロックではエリアが広く、ブロック会での報告会議、スキルアップセミナー等への参加が難しく、活動が難しかったのですが、多くの会員の方がWeb会議を体感したことで「ブロック会での勉強会、セミナーの回数を増やしてほしい。」との要望に繋がってきました。

先に述べましたが、限られたメンバーの見学会、セミナーでも工夫次第では多くの会員への報告、情報共有が可能になります。今後、ASESホームページだけではなく、更なる工夫をしてASES会員だけではなく、多くの総合防犯設備士や防犯設備士のスキルアップの役に立つ活動にしたいと思っております。

私にとって総合防犯設備士の資格所得はとても大きな収穫があり、それは現在進行形でもあります。「総合防犯設備士を取得して良かった」と思っています。

現在、総合防犯士会の会長という立場にいます。これからASESで企画するセミナーや見学会のお知らせは、出来るだけ多くの方の目に触れるよう今まで以上にいろんなチャンネルを活用して積極的に発信してゆきます。総合防犯設備士の資格をお持ちの方、そしてこれから総合防犯設備士資格取得にチャレンジしようとしている方、多くの方がASESの活動へ参加出来るようにしたいと思っております。皆様の参加をお待ちしております。



2021年度 防犯設備士養成講習・資格認定試験のご案内

2021年度より防犯設備士養成講習・資格認定試験がIT方式へ移行しました。講習はあらかじめ撮影した動画をオンライン配信、試験は全国47都道府県300か所のテストステーションで実施となります。受験者の利便性が高まり、受験しやすくなりました。

開催回	募集期間	開催期間	
		講習	試験
第114回	終了 4月16日(金)～ 5月26日(水)	4月19日(月)～ 6月30日(水)	5月29日(土)～ 6月30日(水)
第115回	終了 7月15日(木)～ 8月25日(水)	7月18日(日)～ 9月30日(木)	7月21日(水)～ 9月30日(木)
第116回	10月16日(土)～11月26日(金)	10月19日(火)～12月27日(月)	10月22日(金)～12月27日(月)
第117回	2022年 1月15日(土)～ 2月25日(金)	1月18日(火)～ 3月31日(木)	1月21日(金)～ 3月31日(木)

2021年度から防犯設備士養成講習・資格認定試験の学割制度を開始（一般の半額）

高校、高専、大学、大学院、専門学校等の現役学生に対し、学生割引の適用を開始しました。受講・受験の費用が一般では44,000円のところ、学割適用で22,000円（半額）になります。学割適用のためには、在学証明書の提出が必要です。

当協会のホームページもご覧ください。

2021年度 総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験のご案内

2021年度総合防犯設備士受験セミナー・資格認定試験が下記の要領で開催されます。受講・受験を希望される方は、お申込みください。また、今年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、三密を避けるため、Webツール（Zoom）を用いたオンラインセミナーとします。

No	名称	開催日	開催地	会場名	募集人員	募集期間
1	受験セミナーNo.1	6月26日(土)	東京	オンライン	60名	終了 5/25～6/21
2	受験セミナーNo.2	7月10日(土)	大阪	オンライン	60名	
3	受験セミナーNo.3	7月17日(土)	東京	オンライン	60名	終了 6/26～7/12
4	受験セミナーNo.4	8月21日(土)	大阪	オンライン	60名	
5	一次試験A(筆記試験)	10月9日(土)	東京	飯田橋レインボービル	50名	終了 7/1～9/18
6			大阪	新梅田研修センター	50名	
7	一次試験B(講習認定) 二次試験B(面接試験)	11月6日(土)	東京	日本防犯設備協会	若干名	終了 6/1～6/30
8	二次試験A(面接試験)	12月4日(土)	大阪	新梅田研修センター	一次試験 合格者	—
9		12月11日(土)	東京	日本防犯設備協会		

関西地区で実施する更新講習のご案内

防犯設備士の資格更新を従来はレポート方式（テキスト、問題を配布し解答用紙を提出）で実施してきましたが、より質の高い情報提供を行うために講習方式の試行を行います。まず関西地区で試行し、他の地域へも順次拡大する検討を行います。防犯設備士にとって有用な情報をより多く提供し、実務的に防犯設備士に役立つことを目的にしています。是非更新講習に参加をお願いします。

【講習方式の概要】

1. 講習方式は大阪府、兵庫県、京都府で実施します。
 - 1) 関西地区の資格更新対象者はより質の高い情報提供が可能である講習方式へ是非ご参加ください。講習方式に参加できない場合は従来通りのレポート方式も選択可能です。
 - 2) 関西地区以外の方でも講習方式へ参加することが可能です。
2. 費用は、11,000円（消費税込み）で、現在のレポート方式の更新費用と同額です。
実施時期は、2021年の7月：大阪府、9月：兵庫県、11月：京都府です。
※大阪、兵庫は終了しました。
3. 講習は以下の2種類から構成し、防犯設備士にとって有用なより多くの情報を得られるようにしました。
 - 1) 各地区共通の講習
レポート方式で使用する資格更新テキストを配布して重要ポイントを説明すると共に集合住宅等の侵入対策を中心に実務的な知識を高められるようにします。また、講習方式へ参加した場合には資格更新テキストの解答用紙の提出は不要です。
 - 2) 地域協会が主催する研修
地域協会の特色を活かし、防犯設備士にとって有用で実務的な内容で開催します。
4. 受講特典
講習方式で資格更新を実施いただいた場合には、QUOカード（1,000円）及び防犯設備士（優良）の名刺シール又はネクストラップを無償進呈します。
(ただし、複数の更新講習会場に参加した場合でも進呈は1回のみです。)
5. タイムスケジュール
 - 1) 受付 13:05～13:25
 - 2) 日防設挨拶 13:25～13:30
 - 3) 共通講習 13:30～15:00
休憩 15:00～15:10
 - 4) 地域協会主催講習 15:10～16:40

6. 申込期限

各更新講習実施日の2週間前まで。

一度登録した後の会場変更、講習方式の変更（レポートから講習へ、またはその逆）も各更新講習実施日の2週間目まで。（更新レポートは、有効年月日の3か月前が申請期限です。）

NO	開催地	日時、場所	更新講習の内容	
			共通講習	地域協会主催の研修
1	大阪府	2021年7月30日 エル・おおさか 会議室：南1023	レポート方式で使用する 「資格更新テキスト※」の 内容説明と、集合住宅等 の侵入対策	AI機能付き防犯カメラについて
2	兵庫県	2021年9月14日 兵庫県県民会館 会議室：福		①兵庫県防犯住宅制度について ②実際に発生した犯罪の手口の分析 とその犯罪を回避するための方策 を考える
3	京都府	2021年11月24日 京都経済センター 会議室：4-B		①賃貸防犯モデルマンション認定制度 ②最新のセキュリティ機器

※資格更新テキストは、防犯設備士テキストの2018年発行のものと最新のものととの差分を中心にまとめたもので、特殊詐欺などの犯罪情報、最新の設備等の説明があります。

エル・おおさか : 〒540-0031 大阪府中央区北浜東3-14

<http://www.l-osaka.or.jp/>

兵庫県県民会館 : 〒650-0011 兵庫県神戸市中央区下山手通4丁目16-3

<https://hyogo-arts.or.jp/kenmin/>

京都経済センター：京都市下京区四條通室町東入函谷鉾町78番地

<https://kyoto-kc.jp/>

【同日開催の催し】

更新講習参加者は、下記にも参加可です。

- 大阪府 **【終了】**
商品展示会・セミナー 10:00～17:00
エル・おおさか 南101
- 兵庫県 **【終了】**
商品展示会・セミナー 10:00～12:00
兵庫県県民会館 福
- 京都府
技術研修会 10:00～12:00
京都経済センター 4-B

問い合わせ先

公益社団法人 日本防犯設備協会
制度事業担当部長 伊藤
電話：03-3431-7301

防犯設備士(優良)について

資格更新をしていただいた方の優位性を高めるために新規に制定した制度です。

◆防犯設備士(優良)とは ※通称、優良防犯設備士(口頭で呼ぶ場合)

- (1) 資格更新を行い、かつ有効期限内であり、資格更新時及びその後も継続的に最新の知識を取得しており、社会的信頼性が高い。
- (2) 連絡先が明確であり、日防設から必要に応じて連絡することができる。
- (3) 2020年4月1日以降の資格更新者から適用開始

◆優位性を高めた内容

- (1) 資格者証を一新し、一目で防犯設備士(優良)であることがわかる。
- (2) 専用の名刺シールとネックストラップを使用することができる。
- (3) 日防設ジャーナルを毎号受領でき、その他の有用情報も継続的に受領できる。

◆防犯設備士(優良)の位置付け

広義では防犯設備士ですが、資格更新を行い、かつ有効期限内の方の呼称として、防犯設備士(優良)を使用するという。防犯設備士は以下の3グループになる。

- ① 資格認定試験に合格して資格者証を取得後、初回の資格更新待ちのグループ
- ② 資格取得後3年以上経過し、資格更新したグループ
(これを防犯設備士(優良)とする)
- ③ 2012年度以前に資格取得し、資格更新していないグループ

●新資格者証、名刺シール、ネックストラップのご紹介



名刺への記載例と名刺シール



資格者証携帯用ネックストラップ



ご存知ですか？

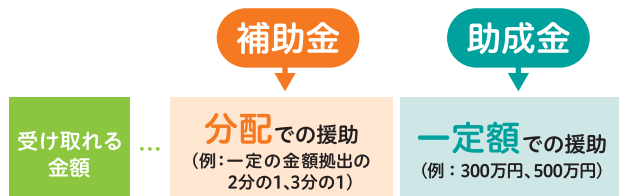
あなたの街の防犯設備にも

補助金を活用できます！



1 補助金・助成金ってなに？

どちらも公共の利益のために募集され、申請が承認されれば費用の一部を支援として受けられる制度です。



※官公庁によっては、補助金・助成金が同意語的に使われていることもあります。

2 防犯設備の設置も支援されます

様々な種類のある補助金・助成金制度ですが、**防犯設備の設置・導入**に関する制度も多くあります。

- 「商店街、まちづくり事業(補助金)」
商店街・市街地での防犯カメラ、LED照明の設置・導入
- 「防犯設備整備費助成」
商店街・町会・自治会・マンション管理組合での防犯カメラ、照明の設置・導入
- 「防犯カメラ設置促進補助事業」
各自治体県警より防犯カメラ設置促進

3 具体的な支援ルートは？

主に以下のようなルートで公募・支援されます。



国 …防犯設備では、経済産業省・外局の中小企業庁、国土交通省、文部科学省、厚生労働省が主です。
※国土交通省は各自治体経由支援が中心。

各自治体 …区・市・町含む 公益財団法人 …例:宝くじ協会等

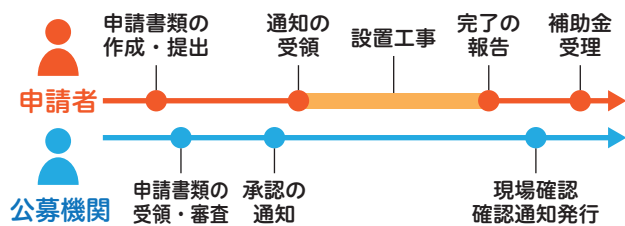
4 募集時期のタイミング

財源は予算決定時と連動しています。

定期募集	臨時募集	暫時募集
4月～6月 がピーク	9月～11月 が多い	※

議会で翌期予算の決議後 予算の未消化分、あるいは補正予算が組まれた後 ※時期に限らず募集されるので、定期的に省庁・自治体のホームページを閲覧することが大切です。

5 補助金・助成金を受けるための流れ



申請書類 交付申請書、防犯設備の設置場所/図面、設置見積書、運用管理規定等

6 注意点

1. 申請期間

受付期間や工事完了期間が決まっています。

2. 必要書類

自治体や制度によって必要な書類が異なります。準備に時間がかかることがあるので注意してください。

3. 補助金が出るタイミング

補助金・助成金は後払いです。防犯設備の設置時には費用全額を申請者が払う必要があります。

上記に関わらず、迷ったら公募機関に相談してください。不正受給が判明した場合、全額返還や追加納付等が発生します。

安全安心な街づくりに活用しましょう！

具体的な流れ・導入事例はこちら▶

補助金活用の流れ

1



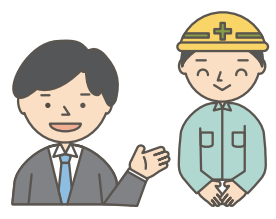
人通りもなく、暗い夜道を不安に思う地域住民。

2



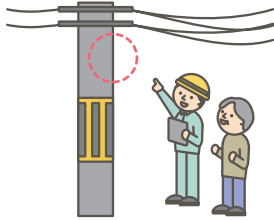
自治会長が地域の防犯設備協会等に相談します。

3



相談を受けた地域の防犯設備協会等が防犯設備士を紹介します。

4



自治会長と現場を調査し、どのような防犯設備が必要か検討します。

5



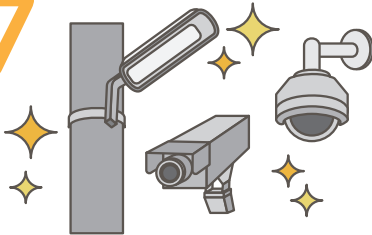
防犯設備導入に補助金活用をアドバイス!

6



補助金制度を利用すると決まったら、自治会長が公募機関に申請します。

7



申請が承認され次第、防犯設備を導入します。

8



工事の完了が確認されると補助金が出ます。

9



安全で安心して暮らせる街へ。

実際に導入された事例

東京都 「東京都地域における見守り活動支援事業」 (平成22年度~)

地域の防犯力向上のため、防犯カメラなどの防犯設備の導入に対し、区市町村を通じて補助を行っています。

補助された団体

- ・地域で防犯のための見守り活動を行う町会
- ・自治会・PTA など

他にも、南三丁目東町会 (目黒区)、江戸川区葛西地区など導入事例があります。

例: 練馬駅前6商店会 (練馬区)

総事業費 900万円
1台当たりの単価 約40万円

都及び区の補助

自己負担額150万円
で22台を設置

大阪市 「大阪市子どもの安全見守り防犯カメラ設置補助事業」 (平成24,25年度)

主に子どもの通学路や小学校周辺の安全確保を目的とした、防犯カメラ設置による地域防犯事業。

補助された団体

- ・防犯ボランティア活動団体
- ・地域振興会・PTA協議会など

対象経費の4分の3を補助
(1台あたりの上限15万円)

2年間で計254台の防犯カメラを設置



補助金制度の知識は、日頃の防犯診断・設計にも役立ちます。
ぜひ積極的に活用してください。



日本防犯設備協会 防犯システム委員会では、設備士の方々に協会からのメルマガあるいは協会HP内「設備士ログイン」(<https://www.ssaj.or.jp/mypage/login/>)にて最新の補助金検索情報を提供しております。情報内容にご質問、ご要望などありましたらお気軽に(ssaj_systems@ssaj.or.jp)へお問い合わせください。尚、情報提供は予告なく終了することが御座いますのでご容赦ください。

ログインはこちら



公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013

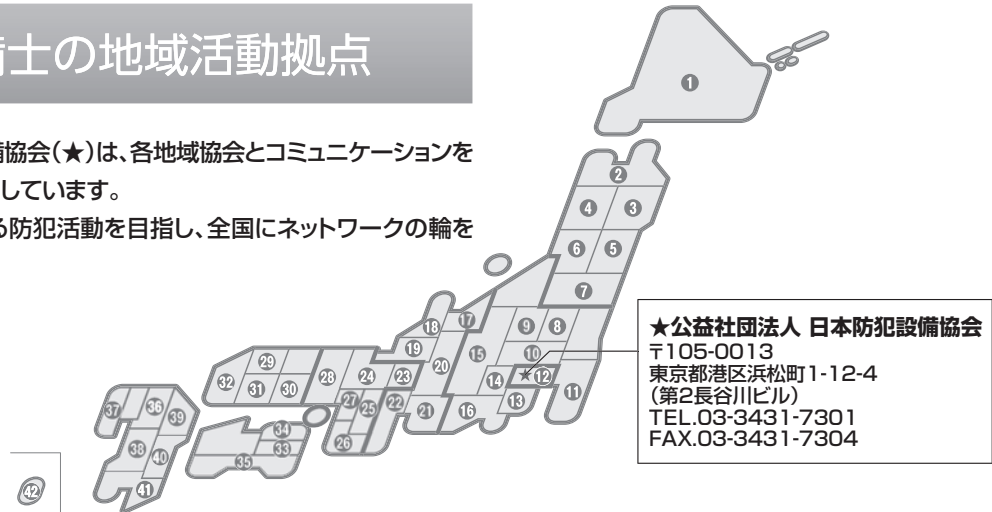
東京都港区浜松町1-12-4(第2長谷川ビル)

TEL.(03)3431-7301 FAX.(03)3431-7304

防犯設備士の地域活動拠点

公益社団法人 日本防犯設備協会(★)は、各地域協会とコミュニケーションを
図りながら、防犯活動を展開しています。

また、地域に根ざした更なる防犯活動を目指し、全国にネットワークの輪を
広げて行きます。



★公益社団法人 日本防犯設備協会
〒105-0013
東京都港区浜松町1-12-4
(第2長谷川ビル)
TEL.03-3431-7301
FAX.03-3431-7304

①北海道防犯設備士協会

〒065-0017
北海道札幌市東区北17条東7丁目1-15
進栄ロックサービス(株)内
TEL.011-742-3961
FAX.011-742-0473

②青森県防犯設備士協会

〒030-0803
青森県青森市安方2-9-20
室津ビル203
TEL.017-718-2865
FAX.017-718-2865

③岩手県防犯設備士協会

〒020-0873
岩手県盛岡市松尾町2-4
吉田防犯内
TEL.019-623-3733
FAX.019-618-6051

④秋田県防犯設備士協会

〒011-0904
秋田県秋田市寺内蛭根3丁目24-13
(株)パワース内
TEL.018-838-4666
FAX.018-824-8003

⑤宮城県防犯設備士協会

〒984-0001
宮城県仙台市若林区鶴代町4番22号
(有)仙台クマックス内
TEL.022-239-8155
FAX.022-239-8154

⑥山形県防犯設備士協会

〒990-2401
山形県山形市平清水1-1-75
山形パナソニック(株)内
TEL.023-622-5580
FAX.023-623-4370

⑦福島県防犯設備士協会

〒960-8252
福島県福島市御山字稲荷田83-2
(株)メディアシステム内
TEL.024-534-5810
FAX.024-534-5810

⑧栃木県防犯設備士協会

〒320-0061
栃木県宇都宮市宝木町1-14-7
(株)宇都宮ロック内
TEL.028-622-1169
FAX.028-622-1125

⑨一般社団法人 群馬県防犯設備士協会

〒371-0023
群馬県前橋市本町1丁目3-2
橋ビル3階
TEL.027-226-0110
FAX.027-226-6400

⑩一般社団法人 埼玉県防犯設備士協会

〒338-0002
埼玉県さいたま市中央区下落合6-19-3
(株)ジャロック内
TEL.048-831-3927
FAX.048-825-2812

⑪一般社団法人 千葉県防犯設備士協会

〒263-0023
千葉県千葉市稲毛区緑町2-14-4
逸美ビル3F
TEL.043-301-6409
FAX.043-301-6419

⑫NPO法人 東京都セキュリティ促進協会

〒170-0013
東京都豊島区東池袋1-32-6
河合ビル3階
TEL.03-3985-8676
FAX.03-3985-8678

⑬NPO法人 神奈川県防犯セキュリティ協会

〒231-0825
神奈川県横浜市中区本牧間門36-13
ライコムビル3F
TEL.045-263-8497
FAX.045-263-8498

⑭NPO法人 山梨県防犯設備士協会

〒400-0045
山梨県甲府市後屋町363
(株)センテイス21内
TEL.055-241-0378
FAX.055-241-4480

⑮長野県防犯設備士協会

〒399-0033
長野県松本市笹賀7117-1
アイエヌ通信工業(株)(セキュリティハウス信州)内
TEL.0263-86-7788
FAX.0263-85-3311

⑯静岡県防犯設備士生活安全協議会

〒420-0842
静岡県静岡市葵区銀座94-5
(株)中部ロックセンター内
TEL.054-247-8001
FAX.054-247-8694

⑰富山県防犯設備士協会

〒939-3541
富山県富山市水橋沖64-1
ライフガード北陸内
TEL.076-479-0801
FAX.076-479-0804

⑱石川県防犯設備促進協力会

〒920-0055
石川県金沢市北町乙63
(株)マスターキー内
TEL.076-276-0110
FAX.076-223-6269

⑲NPO法人 福井県防犯設備士協会

〒918-8015
福井県福井市花堂南1-4-17
(株)キーセンター内
TEL.0776-35-0110
FAX.0776-34-0119

⑳岐阜県防犯設備士協会

〒500-8269
岐阜県岐阜市西部中島3-20
岐阜県警備業協会内
TEL.058-277-6222
FAX.058-271-4326

㉑愛知県セルフガード協会

〒460-0004
愛知県名古屋市中区新栄町1-1
明治安田生命名古屋ビル10階
アイホン(株)内
TEL.052-961-3501
FAX.052-685-3884

㉒NPO法人 三重県防犯設備士協会

〒514-0131
三重県津市あつたつ4-7-7
三重電業(株)内
TEL.059-232-0303
FAX.059-232-5586

㉓滋賀県防犯設備士協会

〒520-0101
滋賀県大津市雄琴5-8-12
オブテックスグループ(株)内
TEL.077-579-8999
FAX.077-579-8999

㉔一般社団法人 京都府防犯設備士協会

〒602-8027
京都市上京区下立売通新町東入東立売町195
防犯会館1階
TEL.075-411-9111
FAX.075-411-9113

㉕NPO法人 奈良県防犯設備士協会

〒635-0823
奈良県北葛城郡広陵町三吉254-14
アクティブ防犯センター内
TEL.0745-54-5141
FAX.0745-54-5141

㉖和歌山県防犯設備士協会

〒649-6202
和歌山県岩出市根来1709-1
(株)セキュリティハウス内
TEL.0736-61-0101
FAX.0736-61-0109

㉗NPO法人 大阪府防犯設備士協会

〒540-0029
大阪府大阪市中央区本町橋2番23号
第7松屋ビル5階
TEL.06-6585-0061
FAX.06-6585-0062

㉘NPO法人 兵庫県防犯設備士協会

〒670-0825
兵庫県姫路市市川橋通2-49-2
(株)セキュリティハウス神姫内
TEL.0792-23-7450
FAX.0792-23-7460

㉙島根県防犯設備士協会

〒694-0052
島根県大田市久手町刺鹿622-1
西日本通信工事(株)内
TEL.0854-83-7221
FAX.0854-83-7036

㉚岡山県防犯設備業防犯協力会

〒703-8265
岡山県岡山市中区倉田296-13
(株)セキュリティハウス内
TEL.086-277-1517
FAX.086-276-7478

㉛NPO法人 広島県生活安全防犯協会

〒732-0055
広島県広島市東区東蟹屋町5-10
(株)ロックサービス内
TEL.082-263-5390
FAX.082-262-4169

㉜一般社団法人 山口県防犯設備士協会

〒755-0084
山口県宇部市大字川上528
TEL.0836-38-5224
FAX.0836-33-7613

㉝一般社団法人 徳島県防犯設備士協会

〒770-0005
徳島県徳島市南矢三町1-7-37
(株)サイバ内
TEL.088-633-7775
FAX.088-633-7776

㉞香川県防犯設備業防犯協力会

〒760-0066
香川県高松市福岡町4-26-26
オブテックスグループ(株)内
TEL.087-813-3107
FAX.087-813-3108

㉟NPO法人 高知県防犯設備士協会

〒780-0055
高知県高知市江陽町10-24
土佐通信システム(株)内
TEL.088-882-1891
FAX.088-883-0501

㊱NPO法人 福岡県防犯設備士協会

〒810-0021
福岡県福岡市中央区今泉1-13-28
武石今泉ビル501号
TEL.092-718-3990
FAX.092-718-3995

㊲長崎県防犯設備士協会

〒852-8117
長崎県長崎市平野町10-32
(有)原田キーコーナー内
TEL.095-844-0110
FAX.095-844-0873

㊳一般社団法人 熊本県防犯設備士協会

〒862-0962
熊本県熊本市南区田迎3-3-22
(株)セイフティプランナー九州内
TEL.096-234-7531
FAX.096-234-7532

㊴大分県防犯設備士協会

〒870-0034
大分県大分市都町2-7-24
SGFセキュリティシステム内
TEL.097-535-0002
FAX.097-532-5077

㊵NPO法人 宮崎県防犯設備士協会

〒880-0951
宮崎県宮崎市大塚町流合5115-5
(株)九州ガードシステム内
TEL.0985-59-2101
FAX.0985-50-3290

㊶鹿児島県防犯設備士協会

〒890-0034
鹿児島県鹿児島市田上5-1-30
(株)セキュリティサービス内
TEL.099-252-3881
FAX.099-252-3841

㊷沖縄県防犯設備士協会

〒901-2223
沖縄県宜野湾市大山3-3-9
(株)沖縄電子内
TEL.098-898-2358
FAX.098-897-3178

協会出版物の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会発行 調査研究報告書 頒布価格一覧

2021年10月現在

会 報

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
452	会報 防犯設備 創立 35 周年特別号 No.133	運営企画会議	2021年 7月	—	2,200	
451	情報誌 日防設ジャーナル 2021 年陽春号 No.132	運営企画会議	2021年 4月	—	550	
447	会報 防犯設備 2021 新年号 No.131	運営企画会議	2021年 1月	—	2,200	
446	情報誌 日防設ジャーナル 2020 年爽秋号 No.130	運営企画会議	2020年10月	—	550	
445	会報 防犯設備 2020 盛夏号 No.129	運営企画会議	2020年 7月	—	2,200	
444	情報誌 日防設ジャーナル 2020 年陽春号 No.128	運営企画会議	2020年 4月	—	550	

防犯ガイドブック 多部数の場合、別途ご相談ください。

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
449	自動車セキュリティガイド Vol.3	自動車・オートバイ委員会	2021年 3月	500	600	
448	防犯カメラシステムガイド vol.3	映像セキュリティ委員会	2021年 3月	650	780	
437	安全・安心なまちづくりをめざして 防犯照明ガイド vol.6	防犯照明委員会	2019年 7月	320	430	
421	防犯カメラシステムネットワーク構築ガイドⅡ	RBSS 委員会	2017年 4月	510	630	
419	あなたのまちの駐車場はだいたいどうですか 駐車場セキュリティガイド vol.2	防犯システム委員会	2017年 3月	490	590	
415	あなたの愛車をまもる オートバイセキュリティガイド vol.2	自動車・オートバイ委員会	2016年 3月	360	460	
198	暗証番号やカード、生体認証による出入りの制限と管理 出入口のセキュリティガイド	出入管理機器委員会	2007年 3月	320	430	
171	暮らしの安全のために、知識と対策を ホームセキュリティガイド	防犯システム委員会	2012年 4月	360	460	

統計調査

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
450	2020 年版 防犯設備機器統計調査報告書	統計調査委員会	2021年 3月	3,700	5,300	

防犯システム導入と留意点

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
267	繁華街・歓楽街の安全対策 DVD 「もっと楽しく、快適に!笑顔ひろがるまちづくり」	防犯システム委員会	2010年11月	—	—	防犯設備士の活用紹介 もありますのでご参考く ださい。 ご希望の方は協会まで ご連絡下さい
252	高齢者の暮らしを守る DVD 防犯対策「ちょっと待った!泥棒・・・」	防犯システム委員会	2009年12月	—	—	
230	学童の安全確保のための 防犯・防災対策 DVD	防犯システム委員会	2008年11月	—	—	

映像セキュリティ

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
130	防犯映像システム評価用チャート (3 枚一式) (チャートご利用の手引き付き)	映像セキュリティ委員会	2004年 3月	5,300	7,900	

技術関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
440	防犯設備の施工要領 (Ver - 3)	施工基準委員会	2020年 2月	4,400	6,600	
441	電気錠施工の手引	施工基準委員会	2020年 2月	1,000	2,000	
453	防犯カメラ施工の手引	施工基準委員会	2021年 8月	1,000	2,000	

制度事業関連

NO.	タイトル	発行委員会	発行年月	会員価格	非会員価格	備 考
266	RBSS 画質 A3 (静止画) 評価チャート A2 (静止画) 評価チャート セット1式	RBSS 委員会	2010年10月	11,000	16,500	
430	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (IP-IF 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2018年12月	5,300	7,900	
431	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (NTSC 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
432	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準 (HD-SDI 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2019年 5月	5,300	7,900	
439	【CD-R 版】RBSS2018 認定基準(アナログ HD 対応編) ・防犯カメラ、デジタルレコーダの 2 品目含む	RBSS 委員会	2019年12月	5,300	7,900	
240	総合防犯設備士テキスト	総合防犯設備士委員会	2014年 7月	5,500	5,500	
225	デジタルレコーダ (防犯用) 標準画像 (DVD 版 Ver1.0)	RBSS 委員会	2008年10月	5,300	7,900	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先 問合せ先 〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F) 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局
(TEL: 03-3431-7301 FAX: 03-3431-7304 mail: info@ssaj.or.jp)

協会技術標準の販売についてご案内します。

公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

2021年10月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
共通	防犯に関する用語 ^{※1}	SES E 0001-6	33	1,180	1,760	2015/5/19
	防犯図記号 ^{※1}	SES E 0002-4	10	610	920	2015/5/19
技術基準	防犯警報設備一般基準	SES E 0003-3	2	280	420	2017/5/16
	環境試験規格	SES E 0004-5	27	2,060	3,090	2020/12/10
	防犯警報音規格	SES E 0005-3	4	400	580	2019/5/27
	検知器共通技術基準	SES E 0501-4	3	300	450	2017/5/16
	マグネットスイッチ規格	SES E 0502-3	2	280	420	2017/5/16
	赤外線ビーム検知器規格	SES E 0503-4	4	300	450	2017/5/16
	赤外線パッシブ検知器規格	SES E 0504-4	7	450	660	2017/11/6
	超音波式検知器規格	SES E 0505-3	4	390	570	2017/5/16
	ガラス破壊検知器規格	SES E 0506-3	3	300	450	2017/5/16
	シャッター検知器規格	SES E 0507-4	4	390	570	2017/5/16
	防犯用非常通報スイッチ規格	SES E 0508-3	3	300	450	2017/5/16
	キー式入出操作器規格	SES E 0509-3	2	280	420	2017/5/16
	警報制御盤規格	SES E 1501-4	7	590	890	2017/5/16
	防犯用ベル・サイレン規格	SES E 1502-3	3	300	450	2017/5/16
	防犯用直流電源装置規格	SES E 1503-3	7	530	790	2017/8/1
	警告灯規格	SES E 1504-3	4	300	450	2017/8/1
	電子式物品監視装置規格	SES E 1506-3	5	450	660	2017/8/1
	センサーケーブル式警報器規格	SES E 1507-3	4	390	570	2017/8/1
	自動通報機規格	SES E 1508-3	7	450	660	2017/11/6
	防犯灯の照度基準	SES E 1901-4	7	370	550	2015/2/3
	センサー付ライト規格	SES E 1902-2	10	670	1,010	2017/8/1
	センサー付防犯灯規格	SES E 1903-2	10	730	1,100	2017/11/6
	出入管理装置一般基準	SES E 2001-3	3	280	420	2018/2/6
	出入管理装置共通技術基準	SES E 2002-3	3	280	420	2018/2/6
	磁気ストライプカードリーダー規格	SES E 2004-4	3	300	450	2018/2/6
	ゲート管理装置規格(ホテル用)	SES E 2005-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理コントローラ規格	SES E 2006-4	6	470	690	2018/11/7
	鍵管理装置規格	SES E 2007-3	5	390	570	2018/2/6
	ICカードリーダー規格 ^{※2}	SES E 2008-3	4	300	450	2018/2/6
	非接触カードリーダー規格	SES E 2009-4	5	370	550	2018/2/6
	キーパッド装置規格	SES E 2010-3	6	450	660	2018/2/6
	指紋認証装置規格	SES E 2011-3	7	530	790	2018/2/6
	出入管理用記録プリンター規格	SES E 2012-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用電動シャッターインターフェース基準	SES E 2013-3	6	450	660	2018/2/6
	出入管理装置シリアルインターフェース(RS-232C)基準	SES E 2014-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用自動ドアインターフェース基準	SES E 2015-3	5	390	570	2018/2/6
	出入管理用ソフトウェア規格	SES E 2016-3	6	470	690	2018/11/7
	出入管理用ソフトウェア管理データ入出力ファイル様式基準	SES E 2017-2	14	1,050	1,580	2018/2/6
	防犯用映像監視装置一般基準	SES E 3001-3	19	280	420	2020/2/13
	映像用モニタ規格	SES E 3004-3	9	670	1,010	2016/2/9
映像用制御機器規格	SES E 3006-2	1	190	290	2010/3/31	
映像処理機器規格	SES E 3007-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用旋回機器規格	SES E 3008-2	2	280	420	2010/3/31	
映像用ハウジング規格	SES E 3009-2	2	280	420	2010/3/31	

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

※1 協会ホームページよりダウンロードできます。

※2 本規格は、JIS X 6301に規定する外部端子付ICカードの読取りに使用するカードリーダーの規格です。

協会技術標準の販売についてご案内します。

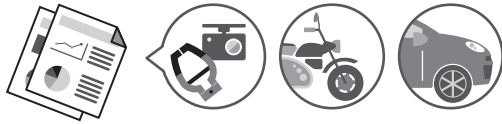
公益社団法人 日本防犯設備協会 技術標準 (SES E) 一覧 [頒布価格表]

2021年10月現在

	規格名称	規格番号	頁数	会員価格	一般価格	最終発行日
				日本語	日本語	
技術基準	映像伝送装置規格(有線方式)	SES E 3010-2	5	450	660	2010/3/31
	監視カメラ用レンズ規格	SES E 3011-2	4	390	570	2010/3/31
	電動ドーム型防犯カメラ規格	SES E 3012-3	6	530	790	2017/8/1
	防犯カメラシステム評価用チャート規格	SES E 3013-2	4	280	420	2011/3/31
	VPNルータ規格	SES E 3014-1	13	300	450	2020/2/13
	映像監視分野における長音符号に関する用語	SES E 3091-1	5	300	450	2020/12/10
	IP-IF対応防犯カメラ規格	SES E 3101-2	11	800	1,200	2013/5/31
	IP-IF対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3102-1	10	730	1,100	2013/5/31
	HD-SDI対応防犯カメラ規格	SES E 3151-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3152-1	12	880	1,310	2016/11/7
	HD-SDI周辺機器取扱い規格	SES E 3153-1	5	390	570	2016/11/7
	NTSC対応防犯カメラ規格	SES E 3201-1	11	800	1,200	2013/5/31
	NTSC対応デジタルレコーダ(防犯用)規格	SES E 3202-1	18	1,320	1,990	2013/5/31
	遠赤外線防犯カメラ規格	SES E 3251-1	9	670	1,010	2016/2/9
	画角と評価規格	SES E 3401-1	11	800	1,200	2016/2/9
テレビドアホン規格	SES E 3501-2	8	610	920	2019/12/10	
防犯用共同住宅インターホン規格	SES E 3502-1	11	800	1,200	2016/11/7	
施工基準	侵入阻止の意思表示	SES E 7002-4	4	310	460	2015/5/19
	基本警戒線の設定	SES E 7003-4	6	470	690	2015/5/19
	防犯対象物件に対する警戒線の選択	SES E 7004-4	7	550	830	2015/5/19
	警戒方式における検知・警戒範囲	SES E 7005-4	6	470	690	2015/5/19
	対象物件の施設等級(重要度・危険性の度合)	SES E 7006-4	4	310	460	2015/5/19
	対象物件の地域環境等	SES E 7007-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件の見通し	SES E 7008-3	3	290	430	2015/5/19
	対象物件への侵入防御	SES E 7009-3	3	310	460	2015/5/19
	侵入警報設備の設計	SES E 7102-4	5	310	460	2015/5/19
	警戒線の設計	SES E 7103-4	6	400	580	2015/5/19
	機器の選定方法	SES E 7104-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電圧	SES E 7202-4	5	310	460	2015/5/19
	施設される回路の電流	SES E 7203-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の絶縁抵抗	SES E 7204-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の接地	SES E 7205-4	4	290	430	2015/5/19
	施設される回路の電線	SES E 7206-4	3	290	430	2015/5/19
	電線の接続	SES E 7207-4	2	310	460	2015/5/19
	施設される回路の保護装置	SES E 7208-4	3	290	430	2015/5/19
	施設される回路の充電部の保護	SES E 7209-4	3	220	330	2015/5/19
	機器の設置場所	SES E 7210-4	4	290	430	2015/5/19
	電線の施設方法	SES E 7211-4	5	310	460	2015/5/19
	機器の取付	SES E 7212-3	2	220	330	2015/5/19
	検査、試験、取扱説明	SES E 7602-3	3	290	430	2015/5/19
維持管理	SES E 7702-3	3	290	430	2015/5/19	
共通	SES E標準化規定	SES E 9901-6	8	610	920	2019/2/5
	SES E規格票の様式	SES E 9902-5	32	1,470	2,200	2019/2/5
	SES E規格の処理手順(解説)	SES E 9903-5	14	1,030	1,550	2019/2/5
	防犯に関する用語の登録運用規定	SES E 9905-3	6	450	660	2017/8/1
	防犯図記号の登録運用規定	SES E 9906-3	5	450	660	2017/8/1

価格は消費税込みの価格です。(送料別途)

申込み先、問合せ先 〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4F) 公益社団法人 日本防犯設備協会 事務局
(TEL: 03-3431-7301 FAX: 03-3431-7304 mail: info@ssaj.or.jp)



自動車・オートバイ委員会の活動について



自動車・オートバイ委員会 委員長 **山本 哲慎**
(株式会社ユーシン 技術開発部門 製品開発部 東京分室)

はじめに

日本防犯設備協会の自動車・オートバイ委員会は、自動車、オートバイの盗難に関わる手口や対策に関する調査・研究を目的に、本田技研工業(株)、いすゞ自動車(株)、(株)東海理化様、(株)アルファ、加藤電機(株)、朝日電装(株)、(株)ホンダロック、(株)トランセンド、日本損保協会、(株)ユーシンの10社が参画し活動しております。

これまでの活動内容

1.自動車、オートバイにおける盗難被害の現状把握

・自動車盗は、2003年の64,223台をピークに、2019年では7,143台と減少傾向が続いています。
自動車盗難防止に関する官民合同プロジェクトチームの設置や、イモビライザ装着などの車両対策、税関の不正輸出の取締強化等が効果を上げています。

・オートバイ盗は、2000年の253,433件をピークに2019年では11,255台と大幅な減少が続いています。
こちらも、イモビライザ装着やシャッターキーなどのハード面対策の普及効果が大きいと思われます。

2.各都道府県警署における取組み方針の確認

・愛知県警、茨城県警、大阪府警への訪問とヒヤリング
国内でもワーストとなっている都道府県警に絞り、訪問、及びヒヤリングを行っています。
それぞれに地域性があり、高級車が主なターゲットにされている地域や、商用車、工事車両などの割合が多い地域など、個々にさまざまな傾向がある事が解り、警察の方々もそれに合わせて尽力をされていることが解りました。
また、条例を制定するなどの対策を行い、1件でも盗難を防ぐための活動をされており、我々からも情報を提供する事により、対策のお役に立てる様活動を行っております。

3.建設機械工業会における取組み方針の確認

・日本建設機械工業会訪問とヒヤリング
2001年度を境に現在まで減少傾向にあり、イモビライザの普及、GPS、キー種類増加などにより効果が上がっています。以前はATM破壊用の機械として盗まれる事が多かったのですが、現在は完成品の海外売却がほとんどです。

4.中古車の海外輸出ルートの調査

・日本中古車輸出業協同組合、会宝産業(株)、(株)USS(中古車オークション)訪問とヒヤリング
盗難の目的が転売である事も多い為、海外へ流れて行くルートについて調査を行いました。3社様への訪問を行い、海外での日本の中古車の市場や状況、海外に於ける中古車部品の位置づけ、中古車オークションの状況など調査し、国内での自動車盗難と海外での需要について調べました。

5.最新の盗難手口の調査

・リレーアタック

離れているオーナーに窃盗犯が近付き電波を拾い、車両近くにいる窃盗犯にスマートキー情報を流し、車両を盗む手口です。スマートキーを金属ケースに入れるなど微弱電波を遮断する対策が有効です。

・CAN-インベーター

車両のネットワークに不正機器を使って入り、セキュリティシステムを物理的に切断し、盗む手口で、現在調査中です。

6.盗難抑止に対する取組み

・セキュリティガイドの改訂

各都道府県警に設置しているセキュリティガイドに最新の情報掲載を行う為、改訂を行いました。

盗難の数値情報を最新に改訂、盗難車両情報、盗難車の海外輸出、イモビライザ装着効果、盗難防止機器(取付型警報装置、GPS発信装置、機械式ハンドルロック、タイヤロック)などについて最新情報を掲載。

・ドライブレコーダーのメーカー、機種調査

最新の機種では、駐車監視システムが搭載され、無線LANでスマートフォンへの自動保存が可能な性能を持っており、遠隔でも確認する事ができます。今後は、コネクテッドカーのセキュリティサービスを確認し、デジタルキーの国際保安基準等の情報収集を行っていきます。

現在の活動について

コロナ禍での委員会活動も1年半を経過しており、現在終息を見込んで訪問先や質問項目の作成を進めています。事前に地域情報などを入手し、色々な分析を行い委員会として調査結果を持って訪問を行い、成果を得ていきたいと考えています。

コラム

最近では監視カメラやドライブレコーダーなどの録画データが解決への糸口になっている事例をよく聞きます。つい最近もその動画が手掛かりになり、SNSで拡散し早期解決になった自動車盗難事例がありました。セキュリティに関わるシステムの進化と適切な価格によって機器の普及が進み、盗難件数の減少及び抑止につながっていると感じます。

また、一方では盗難手口の進化も著しいと思われ、リレーアタック盗難で検挙された事例が世間に広まり、対策も浸透したと思われた瞬間に次の新しい手口での犯行が囁かれる時代です。カーメーカーも新たな手口を予測して車両に織り込んでいるとは思いますが、それを掻い潜る窃盗犯と目まぐるしい状況となっています。転売目的が多い為、高額車がターゲットになっています。皆さまにおかれましても、苦勞して手に入れた愛車は色々幅広く情報入手し、盗難から守って頂きたいと思います。

最後に

日頃よりご意見を頂いております、関係各所、会員各位皆さまにはお礼を申し上げますと共に、引き続き自動車・オートバイ委員会としての責務を果たして参りたいと思っておりますので、よろしくご指導の程、お願い致します。



編集後記

今回、この「日防設ジャーナル」 爽秋号の編集後記を書くのが最後となりました。

協会が発行している会報「防犯設備」と情報誌「日防設ジャーナル」を振り返ると、会報は協会が設立された1986（昭和61）年に主に会員向けに「防犯設備」として創刊され、当初は年2回発行され、その後年4回発行となりましたが、一時、年2回に戻った時期がありました。防犯設備士の資格更新制度がはじまり、防犯設備士に役に立つ情報を提供することを目的として2017（平成29）年より「日防設ジャーナル」として年2回発行することになり、会報「防犯設備」年2回（1月の新年号、7月の盛夏号）、情報誌「日防設ジャーナル」（4月の陽春号、10月の爽秋号）の年4回発行となりました。思い起こせば、「日防設ジャーナル」は初回発行からこれまで全て携わって来たことに改めて気づき、これまで掲載された内容が、本当に防犯設備士の方々の役に立っていたのかなど不安な思いがありましたが、これからは後任の方の新しい知見と感性で新たな情報を届けていただき、更に役立つ情報誌としていただければと思います。

(S.H)

ご意見・ご感想をお寄せください

協会事務局

e-mail : s.habu@ssaj.or.jp
FAX : 03 (3431) 7304

「日防設ジャーナル」 2021 爽秋号 (No.134) 2021年10月18日発行

編集 公益社団法人 日本防犯設備協会 運営企画会議

発行 公益社団法人 **日本防犯設備協会**

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4 (第2長谷川ビル4階)

TEL 03 (3431) 7301 FAX 03 (3431) 7304

ホームページ <https://www.ssaj.or.jp/>

印刷 真生印刷株式会社 〒101-0041 東京都千代田区神田須田町2-6 TEL 03 (5256) 7731

本誌掲載記事の複写・転載の際は協会事務局へご連絡ください。

RBSSは防犯機器の安心マーク

RBSS (優良防犯機器認定制度)は
公益社団法人 日本防犯設備協会が
実施する認定事業です。

RBSSはRecognition of Better Security Systemの英文略称です。



優良防犯機器



公益社団法人

日本防犯設備協会

は、防犯機器の安心マークです。

RBSS (優良防犯機器認定制度)は、公益社団法人 日本防犯設備協会が一般の方々の安全・安心に寄与することを目的に、防犯機器に必要とされる機能と性能の基準を策定し、その基準に適合した機器を「優良防犯機器」と認定することにより、優良な防犯機器の開発及び普及促進を図る自主認定事業です。

● 申請事業者(企業)の資格審査と申請機器審査の2重審査認定ですので安心です。

RBSS認定審査

事業者資格審査

- 品質マネジメント体制
- 瑕疵担保責任
- 営業サポート体制
- メンテナンス体制

● 申請事業者の品質管理や企業姿勢及びサポート力などを審査します。

機器審査

- 防犯カメラ
- デジタルレコーダ(防犯用)
- LED防犯灯

適用範囲と
標準構成

要求事項
技術報告書

申告事項
環境試験
推奨機器

構造・表示
取扱説明書
カタログ等

● 各機器の防犯上に必要な機能・性能や環境対応及び表示などを審査します。

防犯設備士・総合防犯設備士

受講生・受験生

募集

「防犯設備士」＝「防犯のプロフェッショナル」 今、まさに社会が求めている資格です。

防犯設備士

■防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。また、3年毎の更新義務があり、知識の更新を行います。

■どんなメリットがあるの？

防犯設備機器に関わる職業の方が、自身の社会的地位の証明、製品の知識や施工技術の向上、有資格が条件となる地域協会に加入することが出来ます。有資格者にはメールマガジン配信の申込により協会から各種情報が登録先に発信されます。

■試験概要(年4回)

養成講習：講習動画をオンライン配信
認定試験：全国47都道府県の
テストセンターで実施



総合防犯設備士

■総合防犯設備士とは？

(公社)日本防犯設備協会が行う総合防犯設備士資格認定試験に合格し、申請により総合防犯設備士資格者証の交付を受け、同協会の総合防犯設備士登録簿に登録された方をいいます。

総合防犯設備士は、防犯設備士の上位資格として、特に防犯設備の監理および監査並びに防犯設備士の指導、育成を行う者をいいます。総合防犯設備士資格試験は、防犯設備士資格取得後、通算3年以上の実務経験をもって受験することが出来ます。また、試験は筆記試験および講習認定試験となっており、受験セミナーも開催しています。

■試験概要

筆記試験：1次10月頃、2次(面接)12月頃
講習認定試験：各地域協会からの応募(6月頃)
受験セミナー：年4回(6月～9月頃)



お申し込み・お問い合わせ

 公益社団法人 日本防犯設備協会

〒105-0013 東京都港区浜松町1-12-4(第2長谷川ビル4F)

TEL 03(3431)7301 FAX 03(3431)7304

メール info@ssaj.or.jp ホームページ <https://www.ssaj.or.jp>